

障害保健福祉 市町担当者等説明会資料

(障害者自立支援法関係)

平成 20 年 3 月 14 日 (金)

目 次

障害者自立支援法の施行状況	1
特別対策事業緊急措置追加補助メニュー実施方針	16
特別対策事業のメニューの追加及び改定について	23
（平成 20 年 2 月 12 日 厚生労働省資料）	
障害者自立支援給付支払等システムについて	33
（栃木県国民健康保険団体連合会）	
経過措置施設入所者に対する障害程度の認定の取り扱い	43
発達障害者の支援に向けた「サポートファイル」の概要	51
後期高齢者医療制度の創設に伴う重度心身障害者医療費 助成制度の運用について	52

障害者自立支援法の施行状況

平成20年3月

栃木県保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援法の施行から1年が経過

障害者自立支援法の施行(平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

～障害者が地域で自立して普通に暮らし、障害のない人と自然に交わる共生社会を目指す～

- 3障害(身体、知的、精神)の制度格差を解消
- 就労支援や地域移行の推進
- 制度を皆で支える仕組みに

本改革が抜本的であることから、さまざまな意見に丁寧に対応するため、もう一段の改善策を実施

法の円滑な運営のための特別対策の実施(3年間で国費1,200億円)

- ① 利用者負担の更なる軽減(低所得者の負担上限額を4分の1に軽減) (19年度当初、20年度当初:計240億円)
- ② 事業者に対する激変緩和措置(従前収入の90%保障等) (18年度補正:300億円)
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

【施行後の状況】

1. 国の障害福祉関係予算(障害福祉サービス関係予算)

<H18> 4,375億円 → <H19> 4,873億円 **+11.4%(+498億円)** 加えて、特別対策分でさらに**+10%**(320億円(※))であり、全体で**約20%**の伸びを確保。(※ 補正予算960億円(3年間)を単年度分に置き換えたもの。)

2. 利用者数の状況

○ サービス利用者数は全体で対前年度比**+8.8%**と着実に**増加**

(一方で、利用者負担を理由とする退所・中止は0.73%)

【利用者数の伸び(対前年度比(H18年4～9月))

居宅サービス	通所(授産施設等)	入所	計
+14.7%	+8.0%	+0.1%	+8.8%

(参考)利用者負担の状況: 負担軽減措置により、**実際の利用者負担は1割負担とはなっていない**

<原則> 1割(10%) ↔ <実際の負担率>(特別対策後) 平均4%(居宅、通所サービス)～5%(入所サービス)

※ 所得段階に応じた負担上限により低所得者や重度障害者ほど負担率は低くなる仕組み。

3. 障害福祉サービスの状況について

① 新体系サービスの指定状況

18年10月1日(施行時) 19年4月1日
220施設(3.8%) → 794施設(**13.8%**)
(5,745施設(18年9月現在)のうち)

② 就労支援サービスの動向

○ 19年4月現在、549事業所が**就労移行支援**を実施、7,549人が利用。(38都道府県)
○ 19年4月現在、全国で**140事業所**が**就労継続支援A型**を実施。
(18年9月末現在の福祉工場は119か所であり、既に**これを上回っている状況**。)

障害福祉サービス展開の考え方

- 新サービス体系への移行に関する経過措置期間（平成18年度～平成23年度）のサービス利用者の将来見通しを踏まえつつ、国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進める。

1. 全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

- ・ 立ち後れている精神障害者などに対するホームヘルプサービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

- ・ 小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障

3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

- ・ 地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

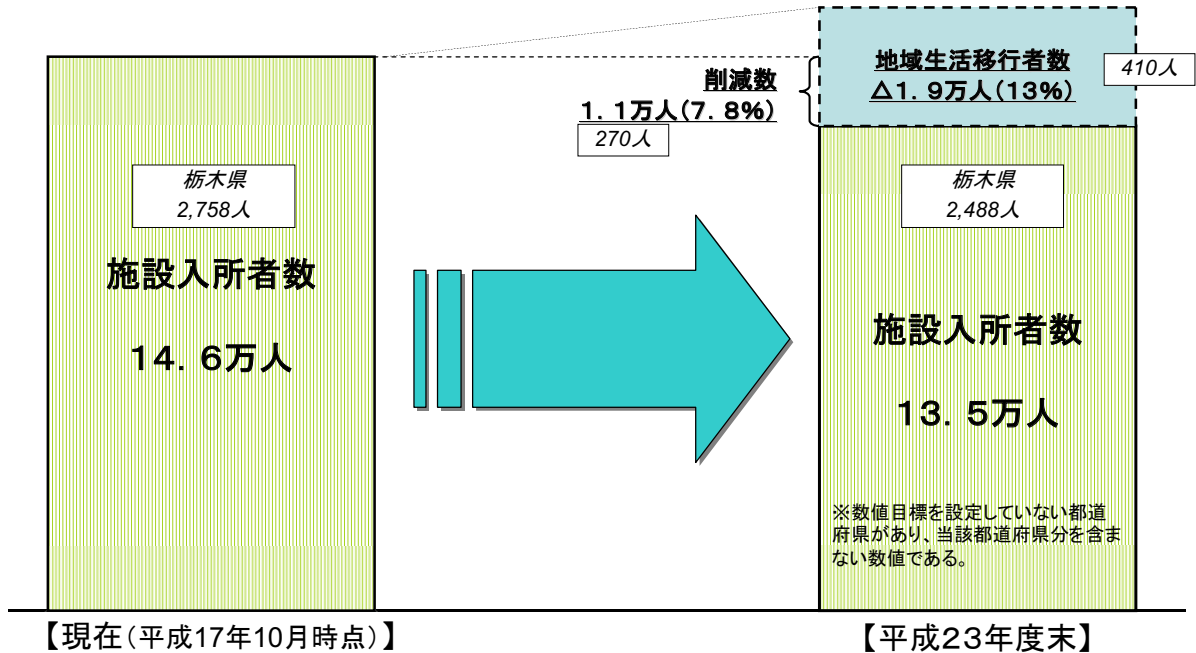
- ・ 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

障害福祉計画におけるビジョン

- 1 **平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす**
→ これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情の応じて目標を設定する
- 2 **平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。平成14年患者調査で約7万人）の解消をめざす**
→ これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める
- 3 **平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす**
→ これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型（A型）をめざす

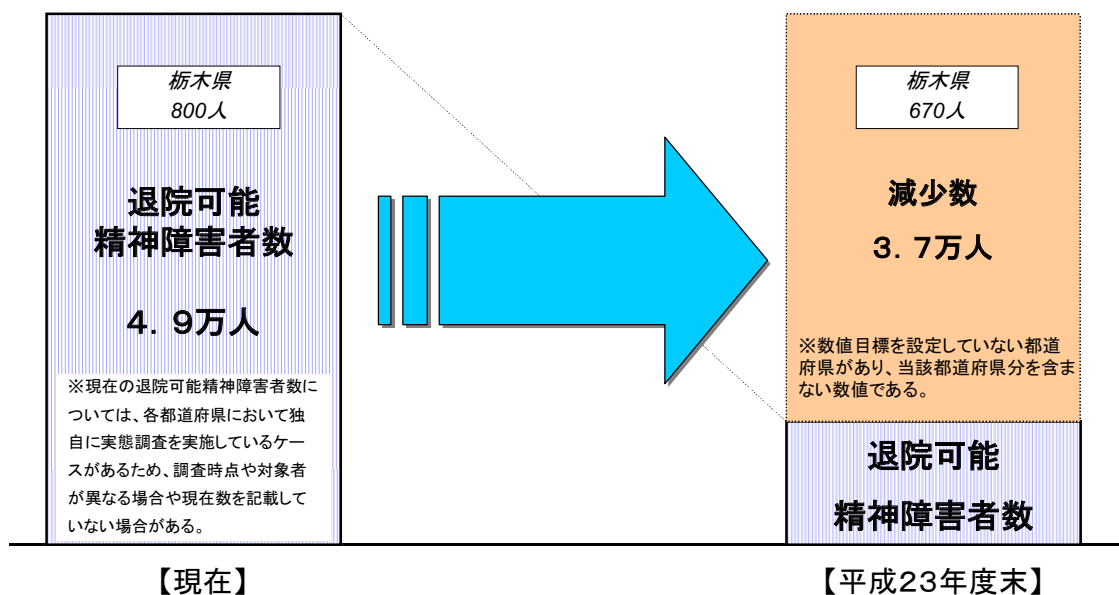
【数値目標】福祉施設からの地域生活への移行

○施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度までに現在の施設入所者（14.6万人）のうち、1.9万人（約13%）が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、現在の施設入所者のうち1.1万人（約7.8%）が削減されることが見込まれている。



【数値目標】入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

○退院可能精神障害者については、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下、退院可能精神障害者。）4.9万人のうち、平成23年度末までに3.7万人を退院させることが見込まれている。



栃木県障害福祉計画の平成23年度数値目標

◇施設入所者の地域生活への移行

現在の入所施設から地域への移行を現入所者数の15%(410人程度)とし、入所施設定員を270人分(約10%)減少させることを目指す。

- 現在の入所施設とは、長期の入所が常態化している、身障療護、身障授産、知障更生、知障授産、精神授産の各入所施設。
- 地域生活への移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移したものの。

◇入院中の精神障害者の地域への移行

受入条件が整えば退院可能な精神障害者を670人程度(約84%)減少させることを目指す。

◇福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労する者が年間120人程度になることを目指す。

栃木県の地域生活支援事業

◇栃木県自立支援協議会と障害者相談支援アドバイザー事業

- 栃木県自立支援協議会の設置(H19.9第1回開催)
- 各障害保健福祉圏域に障害者相談支援アドバイザーを配置

◇障害者就業・生活支援センター事業

- 各障害保健福祉圏域に配置(H18:1か所 → H19:2か所 → H23:5予定)

◇発達障害者支援センター「ふぉーゆう」運営事業

- 平成19年度から発達障害就労支援員を配置

◇高次脳機能障害支援普及事業

- 平成23年度までに高次脳機能障害者支援センター(仮称)を設置

◇精神障害者退院促進支援事業

- 平成23年度までに県内5か所で実施

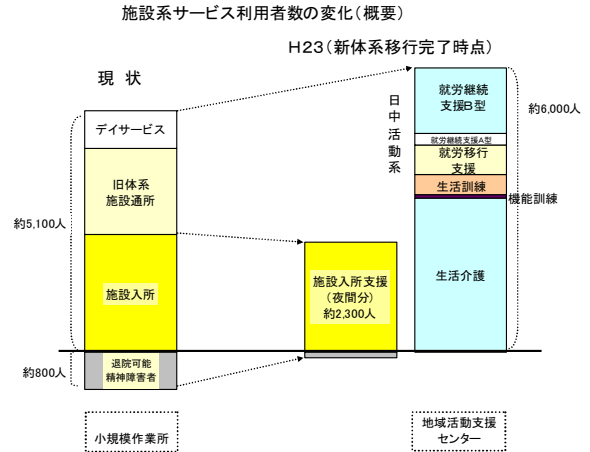
◇その他 在宅重症心身障害児者への支援、障害者の社会参加の促進、各種の養成・研修事業

栃木県障害福祉計画におけるサービス量の将来見通し

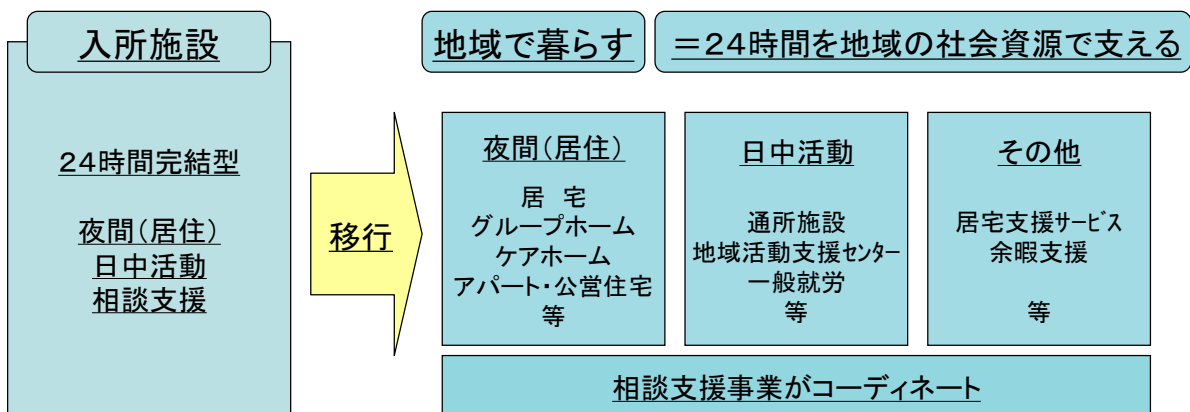
指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとのサービス見込量(月間量)

N0	サービス名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
1	居宅介護	時間	23,135	26,649	30,787	45,559
2	重度訪問介護					
3	行動援護					
4	重度障害者等包括支援					
5	生活介護	人日	22,242	40,766	51,392	71,328
6	自立訓練(機能訓練)	人日	374	968	1,276	1,562
7	自立訓練(生活訓練)	人日	2,134	5,104	6,864	9,702
8	就労移行支援	人日	4,092	8,844	10,560	13,706
9	就労継続支援A型	人日	396	704	1,716	5,258
10	就労継続支援B型	人日	3,410	6,754	12,298	30,602
11	療養介護	人	14	14	17	121
12	児童デイサービス	人日	6,350	6,838	7,396	8,872
13	短期入所	人日	4,323	4,958	5,673	8,290
14	共同生活援助	人	665	768	974	1,451
15	共同生活介護					
16	施設入所支援 ※	人	2,559	2,588	2,541	2,313
17	相談支援(サービス利用計画作成)	人	343	423	501	737

※旧法指定施設の入所施設も含む。



障害者の地域生活移行とは



※障害者ケアマネジメントの役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。

そして、それを具体的に行うのが、**相談支援事業**であり、その中核的役割をなすのが**地域自立支援協議会**の使命である。

栃木県内の障害福祉サービスの支給状況

支給決定者数の状況

H18. 11末現在	H19. 6末現在	増加率
8,662人	9,295人	+7.3%

施設利用者の利用中止等

	H18. 3~H18. 10	H18. 11~H19. 6
利用者負担を理由とした利用の中止	0.73% (0.09%/月)	0.14% (0.02%/月)
利用者負担を理由としたサービス利用の抑制	3.98% (0.57%/月)	2.21% (0.28%/月)

給付費(支援費)の伸び

利用者の伸び

利用者負担の状況

	給付費(支援費)の伸び			利用者の伸び			利用者負担の状況		
	H17. 4~8	H18. 4~8	H19. 4~8	H17. 4~8	H18. 4~8	H19. 4~8	H17. 4~8	H18. 4~8	H19. 4~8
訪問系	100%	107%	96%	100%	133%	95%	1.4%	6.4%	4.4%
日中活動系	100%	94%	131%	100%	104%	104%	1.0%	8.9%	6.2%
居住系	100%	141%	167%	100%	163%	222%	0.0%	5.2%	5.6%
施設入所	100%	83%	74%	100%	102%	98%	5.6%	4.9%	5.1%
全体	100%	89%	96%	100%	110%	106%	3.8%	6.3%	5.6%

訪問系：居宅介護、重度訪問介護、外出介護（H18）等

日中活動系：生活介護、就労継続支援、旧法施設支援（通所）等

居住系：共同生活援助、共同生活介護等

施設入所：施設入所支援、旧法施設支援（入所）等

10

栃木県障害福祉計画（第一期計画）とサービス支給実績

指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとのサービス見込量

サービス名	単位	障害福祉サービス等見込量（月間量）			
		H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
居宅介護等 ※	時間	23,135	26,649	30,787	45,559
生活介護	人日	22,242	40,766	51,392	71,328
自立訓練（機能訓練）	人日	374	968	1,276	1,562
自立訓練（生活訓練）	人日	2,134	5,104	6,864	9,702
就労移行支援	人日	4,092	8,844	10,560	13,706
就労継続支援A型	人日	396	704	1,716	5,258
就労継続支援B型	人日	3,410	6,754	12,298	30,602
療養介護	人	14	14	17	121
児童デイサービス	人日	6,350	6,838	7,396	8,872
短期入所	人日	4,323	4,958	5,673	8,290
共同生活援助・共同生活介護	人	665	768	974	1,451
施設入所支援	人	2,559	2,588	2,541	2,313
相談支援（サービス利用計画作成）	人	343	423	501	737

※ 居宅介護等には居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む

障害者自立支援給付事業状況報告より集計

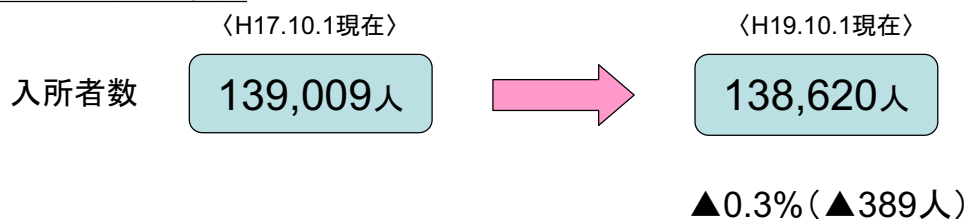
H18. 10~H19. 3平均		H19. 4~8平均	
実績値	達成率	実績値	達成率
18,359	79.4%	19,963	74.9%
6,965	31.3%	20,271	49.7%
1	0.4%	14	1.5%
1,277	59.8%	1,891	37.0%
1,645	40.2%	3,446	39.0%
289	73.0%	628	89.3%
4,256	124.8%	8,002	118.5%
10	69.0%	10	74.3%
4,768	75.1%	4,387	64.2%
2,250	52.0%	2,584	52.1%
680	102.3%	818	106.5%
2,326	90.9%	2,369	91.5%
6	1.6%	10	2.3%

11

入所者の地域生活への移行に関する状況について

速報値

1 入所者の推移



2 入所者数の増減内訳

〈入所者数減の内訳〉

〈入所者数増の内訳〉

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所等
▲9,344人	▲2,967人	▲662人	▲90人	▲2,474人	▲3,408人	▲18,945人	18,556人

3 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

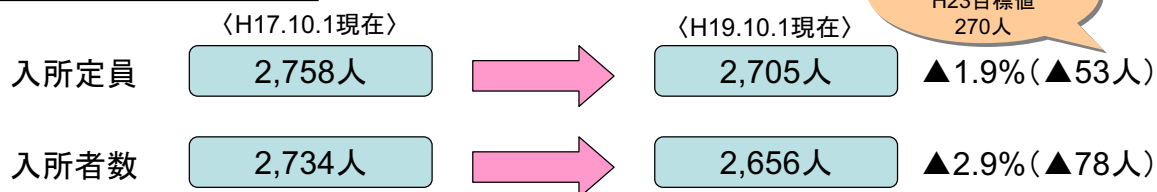
地域生活へ移行した者 9,344人 6.7% (H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

入所者の地域生活への移行に関する栃木県の状況

1 入所定員等の推移



2 入所者数の増減内訳

〈入所者数減の内訳〉

〈入所者数増の内訳〉

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所等
▲258人	▲77人	▲10人	▲1人	▲54人	▲91人	▲491人	413人

3 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者 258人 9.5% (H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

地域生活移行
H23目標値
410人

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
111人(43.0%)	62人(24.0%)	1人(0.4%)	1人(0.4%)	21人(8.1%)	2人(0.8%)	57人(22.1%)	3人(1.2%)

新体系サービスへの移行状況

(1)身体障害者更生援護施設等 [移行率]	
身体障害者療護施設	9%
身体障害者更生施設	15%
身体障害者入所授産施設	10%
身体障害者通所授産施設	20%
身体障害者小規模通所授産施設	30%
身体障害者福祉工場	36%
合 計	17%
(2)知的障害者更生援護施設等 [移行率]	
知的障害者入所更生施設	5%
知的障害者入所授産施設	5%
知的障害者通動寮	5%
知的障害者通所更生施設	15%
知的障害者通所授産施設	11%
知的障害者小規模通所授産施設	37%
知的障害者福祉工場	51%
合 計	13%

(3)精神障害者社会復帰施設 [移行率]	
精神障害者生活訓練施設	7%
精神障害者入所授産施設	17%
精神障害者通所授産施設	23%
精神障害者小規模通所授産施設	28%
精神障害者福祉工場	32%
合 計	20%
(4)合計	
合 計	14%

※平成18年9月末日に事業を行っていた旧法定施設等のうち、新体系に移行した割合
(平成19年4月1日現在 厚生労働省障害福祉課調)

14

栃木県内の新体系サービスへの移行状況

(1)身体障害者更生援護施設等	H18. 9.30	H19.4.1		H20.1.1	
身体障害者療護施設	8	1	13%	2	25%
身体障害者更生施設	1	0	-	0	-
身体障害者入所授産施設	2	2	100%	2	100%
身体障害者通所授産施設	6	2	33%	3	50%
身体障害者小規模通所授産施設	-	-	-	-	-
身体障害者福祉工場	-	-	-	-	-
合 計	17	5	29%	7	41%
(2)知的障害者更生援護施設等	H18. 9.30	H19.4.1		H20.1.1	
知的障害者入所更生施設	34	2	6%	2	6%
知的障害者入所授産施設	3	1	33%	1	33%
知的障害者通動寮	4	0	-	0	-
知的障害者通所更生施設	19	2	11%	4	21%
知的障害者通所授産施設	39	3	8%	3	8%
知的障害者小規模通所授産施設	3	2	67%	2	67%
知的障害者福祉工場	1	1	100%	1	100%
合 計	103	11	11%	13	13%

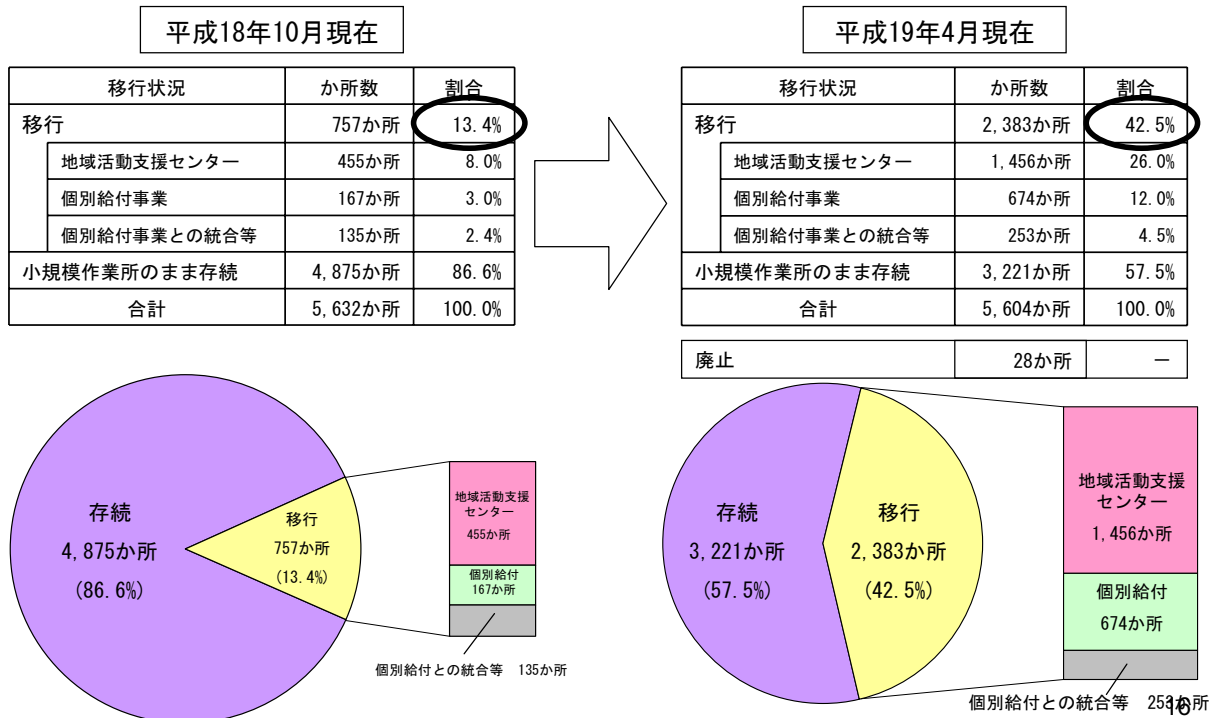
(3)精神障害者社会復帰施設	H18. 9.30	H19.4.1		H20.1.1	
精神障害者生活訓練施設	10	2	20%	2	20%
精神障害者入所授産施設	2	1	50%	1	50%
精神障害者通所授産施設	3	2	67%	2	67%
精神障害者小規模通所授産施設	5	2	40%	2	40%
精神障害者福祉工場	-	-	-	-	-
合 計	20	7	35%	7	35%
(4)合計	H18. 9.30	H19.4.1		H20.1.1	
合 計	140	23	16%	27	19%

※平成18年9月末日に事業を行っていた旧法定施設等のうち、新体系に移行した割合
(栃木県保健福祉部障害福祉課調)

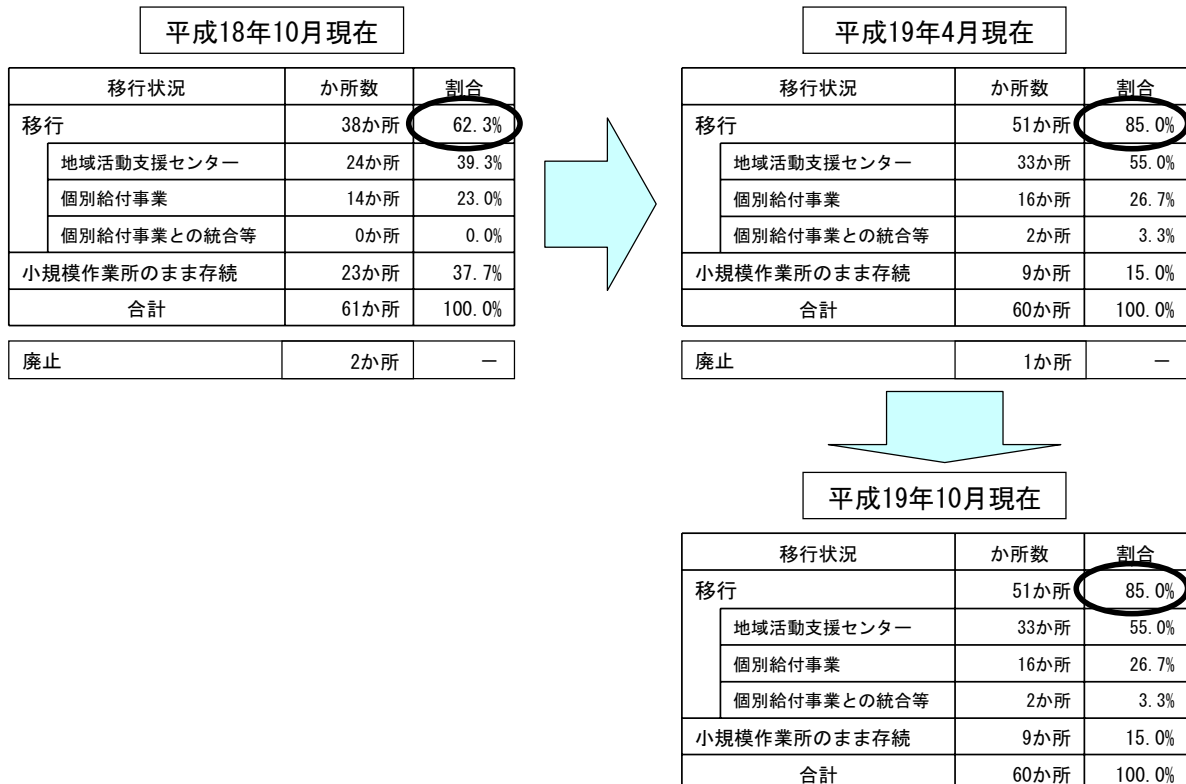
15

小規模作業所の新体系等への移行状況（速報値）

○平成18年10月及び平成19年4月時点における小規模作業所の新体系等への移行状況について調査を実施。
○速報値なので、今後修正があり得る。



栃木県内の小規模作業所の新体系等への移行状況



栃木県内の障害程度区分認定状況①

障害別の判定件数

平成19年9月30日現在での判定件数	4,377件	構成比
ア 身体障害者	1,664件	38.0%
イ 知的障害者	2,194件	50.1%
ウ 精神障害者	519件	11.9%

平成18年4月から平成19年9月30日までに認定調査・審査が行われた4,377件を分析

障害別の区分変更状況

障害別	一次判定	総件数	構成比	二次判定						
				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体障害者	非該当	16	1.0%	2	14	0	0	0	0	0
	区分1	176	10.6%	0	133	41	1	0	1	0
	区分2	355	21.3%	0	2	243	110	0	0	0
	区分3	289	17.4%	0	0	0	218	70	1	0
	区分4	169	10.2%	0	0	0	0	119	47	3
	区分5	233	14.0%	0	0	0	0	0	165	68
	区分6	426	25.6%	0	0	0	0	0	3	423
	計	1,664		2	149	284	329	189	217	494
構成比			0.1%	9.0%	17.1%	19.8%	11.4%	13.0%	29.7%	
知的障害者	非該当	13	0.6%	6	7	0	0	0	0	0
	区分1	320	14.6%	0	199	114	7	0	0	0
	区分2	701	32.0%	0	6	351	326	17	1	0
	区分3	694	31.6%	0	0	4	304	358	27	1
	区分4	211	9.6%	0	0	0	0	91	112	8
	区分5	146	6.7%	0	0	0	0	2	73	71
	区分6	109	5.0%	0	0	0	0	1	0	108
	計	2,194		6	212	469	637	469	213	188
構成比			0.3%	9.7%	21.4%	29.0%	21.4%	9.7%	8.6%	

栃木県内の障害程度区分認定状況②

障害別の区分変更状況

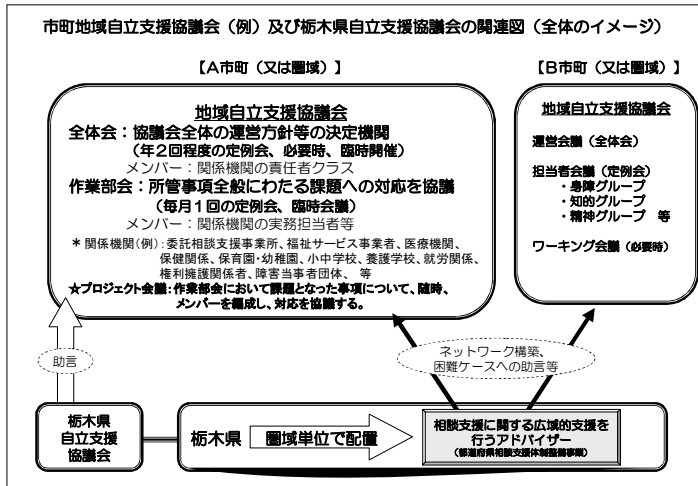
障害別	一次判定	総件数	構成比	二次判定						
				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
精神障害者	非該当	8	1.5%	0	6	2	0	0	0	0
	区分1	177	34.1%	0	61	105	11	0	0	0
	区分2	235	45.3%	0	1	83	140	10	1	0
	区分3	66	12.7%	0	0	1	32	31	2	0
	区分4	9	1.7%	0	0	0	0	4	5	0
	区分5	18	3.5%	0	0	0	0	0	8	10
	区分6	6	1.2%	0	0	0	0	0	0	6
	計	519		0	68	191	183	45	16	16
構成比			0.0%	13.1%	36.8%	35.3%	8.7%	3.1%	3.1%	
合計	非該当	37	0.8%	8	27	2	0	0	0	0
	区分1	673	15.4%	0	393	260	19	0	1	0
	区分2	1,291	29.5%	0	9	677	576	27	2	0
	区分3	1,049	24.0%	0	0	5	554	459	30	1
	区分4	389	8.9%	0	0	0	0	214	164	11
	区分5	397	9.1%	0	0	0	0	2	246	149
	区分6	541	12.4%	0	0	0	0	1	3	537
	計	4,377		8	429	944	1,149	703	446	698
構成比			0.2%	9.8%	21.6%	26.3%	16.1%	10.2%	15.9%	

障害者自立支援協議会と障害者相談支援アドバイザー

栃木県自立支援協議会

設置	委員選任分野	第1回 (H19.9.7)	第2回 (H20.2.14)
H19.5	学識経験者④ 医療関係者① 相談支援事業者② 当事者等③ 行政②	・相談支援と自立支援協議会 ・市町の相談支援体制整備状況 ・地域自立支援協議会設置状況 ・障害者相談支援アドバイザーの活動状況 ・相談支援体制整備の今後の方向性	・県内の市町村自立支援協議会の設置・運営状況 ・障害者相談支援アドバイザーの活動報告及び次年度の活動計画 ・都道府県における専門性の高い相談支援事業

障害者相談支援アドバイザー



《主な活動内容》

- 市町地域自立支援協議会の設置・運営支援
 - 市町の相談支援体制等に係る現状分析
 - 事務局の関与(開催企画への参画)
 - 委員としての協議会参加 等
- 相談支援専門員への支援
 - 相談支援専門員への助言、指導
 - 圏域単位の相談支援専門員等連絡会議の開催(事例検討、学習会等)
- その他、地域特性に応じた支援
 - 社会福祉法人等とのネットワークづくり
 - 障害児者関係団体への支援

20

市町の相談支援体制と地域自立支援協議会の状況

市町の相談支援体制

	直営	委託		直営+委託
		市町村単独	広域設置	
31市町中	2	10	18	1

拠点型 〔三障害〕 〔法人外拠点配置〕	ネットワーク型 〔三障害〕 〔法人内設置〕	単一法人 〔三障害〕 〔一法人委託〕	地域包括支援 センター内 設置型	包括+ 法人委託型
12	7	7	1	1

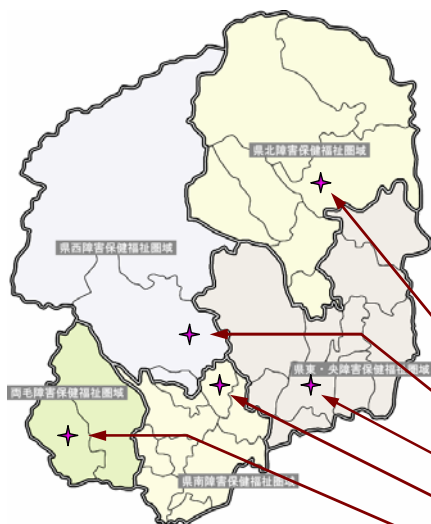
市町自立支援協議会設置状況(H20.2.1現在)

	要綱設置 済み	開催済み	運営主体		未設置	
			市町村直営	相談支援事業者 等に委託	H19年度中に 設置予定	設置予定なし
31市町中	21	16	15	1	7	2

重層的な 仕組み
16

構成例：①全体会・検討会議・運営会議(事務局会議)・専門部会・個別支援会議
 ②全体会議・専門部会・検討会
 専門部会例：①くらし・居住・就労
 ②児童・知的身体・精神

障害者就業・生活支援センター



障害者就業・生活支援センターの推移

	H17	H18	H19	H20
障害者就業・生活支援センター	1 (県南)	1 (県南)	2 (県南・両毛)	4 (県南・両毛・県東央・県北)
障害者プレ就業・生活支援センター		1 (両毛)	3 (県西・県東央・県北)	1 (県西)

- 県北圏域(とちぎ健康福祉協会)
- 県西圏域(希望の家)
- 県東央圏域(こぶしの会)
- 県南圏域(せせらぎ会)
- 両毛圏域(足利むつみ会) ()は受託法人

就業・生活支援センター等活動実績
H19.4.1~20.1.31

登録者数 (H20.1.31現在)					相談・支援件数	職場実習あっせん件数	就職件数
身体	知的	精神	その他	計			
72	300	88	20	480	6,532	107	99

22

平成18年度 栃木県における平均工賃

施設種別	施設数(箇所)	平均工賃(円)	(全国平均)
就労継続支援A型事業所	1	81,383	101,117
就労継続支援B型事業所	16	12,456	11,875

福祉工場	身体	-	-	172,983
	知的	1	90,518	84,112
	精神	-	-	60,687
福祉工場合計		1	90,518	118,460

授産施設	身体	入所	2	16,790	18,117
		通所	6	15,923	19,394
	知的	入所	3	13,101	10,334
		通所	39	12,063	11,502
	精神	入所	1	35,578	10,946
		通所	3	17,772	12,745
入所・通所授産施設合計		54	12,929	12,766	

小規模通所授産施設	身体	-	-	10,415
	知的	4	8,369	10,896
	精神	5	6,166	7,335
小規模通所授産施設合計		9	6,981	9,274

全施設	81	13,291	15,257
-----	----	--------	--------

工賃倍増計画対象施設(※)	79	12,562	12,222
---------------	----	--------	--------

※就労継続支援B型事業所+授産施設+小規模通所授産施設

23

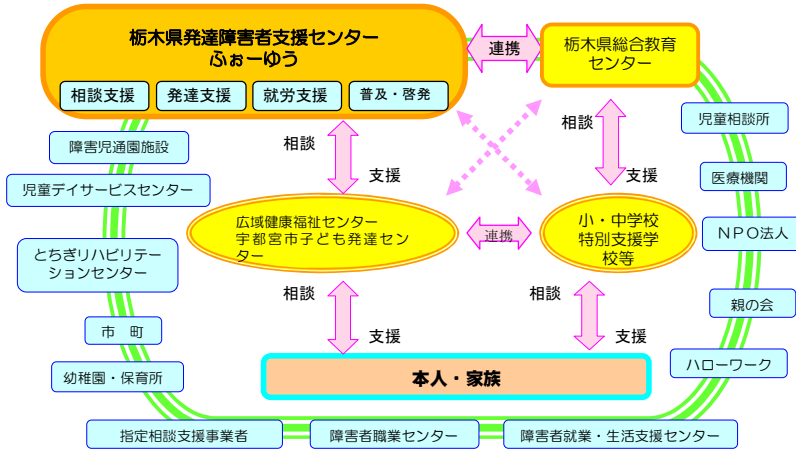
発達障害者支援センター ふおーゆう

栃木県における発達障害者支援

H17.4	発達障害者支援法施行
H17.7	栃木県発達障害者支援センター“ふおーゆう”開設
H18.4	広域健康福祉センターに発達障害相談窓口を設置
H19.4	“ふおーゆう”に発達障害就労支援員を配置

相談利用者数の推移

	H17	H18	H19 (H19.4 ~12)
来所相談	457	334	251
電話相談	286	320	553
計	742	654	804
(計画値)	(-)	(450)	(460)



精神障害者退院促進支援事業

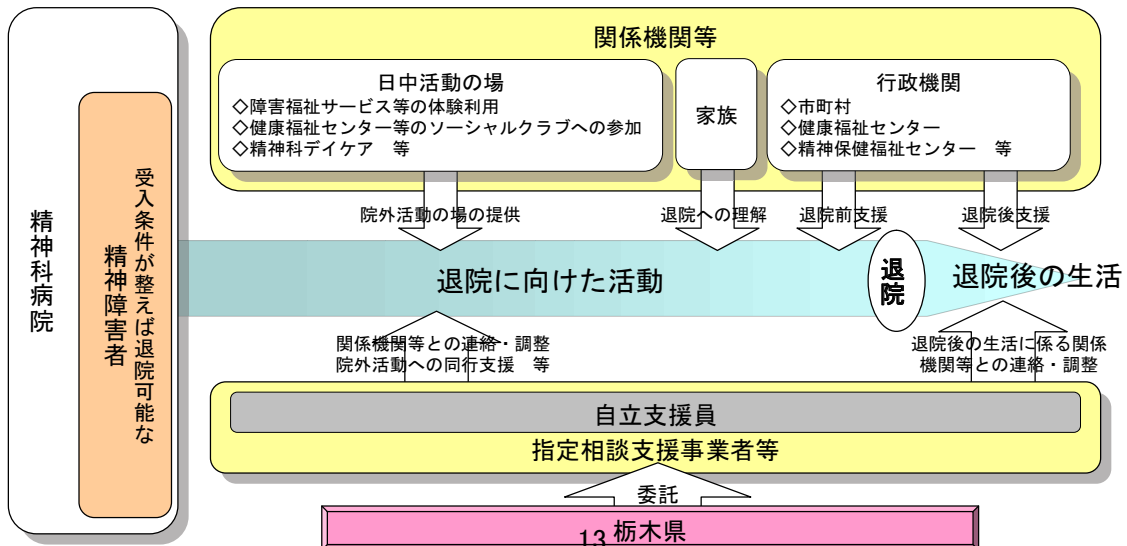
退院促進支援事業の実施状況

	H18	H19	H20	H23
実施箇所数	0	(※)1	-	-
利用者数	0	6	-	-
地域移行者数	0	1	-	-
計 画	1	1	2	5
見 込 量	5	10	20	50

県南健康福祉センター管内

精神科病院入院患者数等の推移

	H17.6.30現在	H19.6.30現在
許可病床数	5,354床	5,315床
入院患者数	4,760人	4,708人



(参考) 障害保健福祉圏域別 指定障害福祉サービス事業所 等 ①

平成20年3月1日現在

サービス種別	圏域		県西		県東・央		県南		県北		両毛		計	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
居宅介護	15		70		31		24		22		162			
重度訪問介護	6		45		20		18		17		106			
行動援護	2		12		4		4		2		24			
重度障害者等包括支援	0		3		1		1		1		6			
生活介護	5	70	15	239	7	296	9	343	8	221	44	1,169		
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	6	0	0	1	10	0	0	2	16		
自立訓練(生活訓練)	0	0	6	61	4	37	5	36	3	28	18	162		
就労移行支援	1	12	8	110	4	28	7	146	4	24	24	320		
就労継続支援A型	0	0	0	0	1	18	0	0	1	20	2	38		
就労継続支援B型	4	60	8	124	6	98	6	153	7	142	31	577		
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
児童デイサービス	4	57	2	25	8	109	7	80	3	52	24	323		
短期入所	8	45	22	74	13	65	18	78	17	90	78	352		
共同生活介護 共同生活援助	20	88	74	395	35	163	35	193	39	220	203	1,059		
施設入所支援	0	0	1	30	2	176	5	430	1	30	9	666		
相談支援	4		13		11		11		7		46			

20

(参考) 障害保健福祉圏域別 指定障害福祉サービス事業所 等 ②

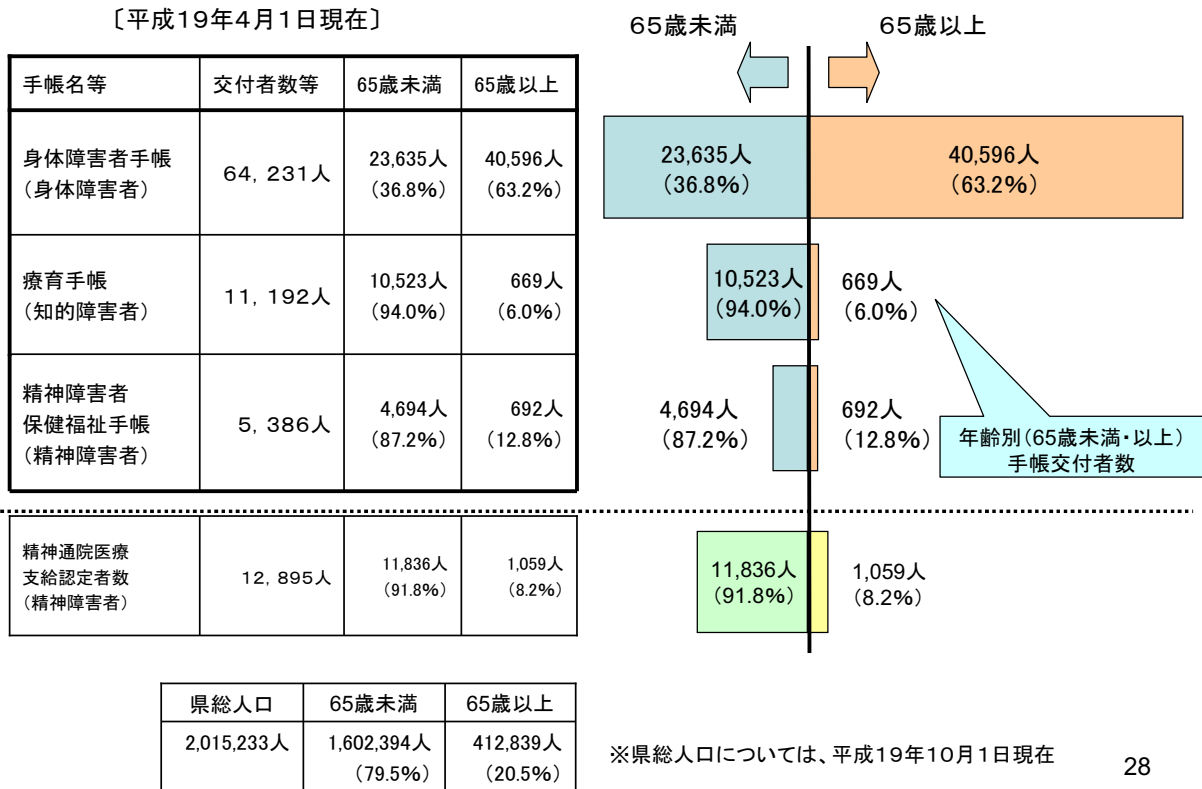
平成20年3月1日現在

サービス種別	圏域		県西		県東・央		県南		県北		両毛		計	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
旧身体入所更生	0	0	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40
旧身体通所更生	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
旧身体入所療護	1	52	2	92	2	132	1	52	0	0	0	0	6	328
旧身体通所療護	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	2	8
旧身体通所授産	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2	40
旧知的入所更生	5	276	8	305	6	220	6	330	6	510	31	1,641		
旧知的通所更生	1	19	5	67	3	50	3	53	4	55	16	244		
旧知的入所授産	1	60	0	0	0	0	0	0	1	60	2	120		
旧知的通所授産	5	220	8	250	13	385	6	195	4	145	36	1,195		
旧知的通勤寮	0	0	1	20	1	20	0	0	2	50	4	90		
精神生活訓練(援護寮)	0	0	3	62	1	21	2	40	2	40	8	163		
精神入所授産	0	0	0	0	0	0	1	30	0	0	1	30		
精神通所授産	0	0	1	19	0	0	2	39	0	0	3	58		
精神福祉ホーム(B型)	1	20	2	40	0	0	0	0	0	0	3	60		
小規模作業所 ※	0		4		3		2		0		9			

※ 小規模作業所は平成19年10月1日現在

27

(参考) 栃木県内の手帳所持者数



(参考)

障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)(抄)

附 則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、**障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、
、
第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特別対策事業緊急措置追加補助メニュー実施方針一覧

整理番号	事業名	担当	ページ
追 1 ①	施設外就労等に対する助成事業（施設外就労推進事業）	地域生活支援担当	1
追 1 ②	施設外就労等に対する助成事業（施設外就労利用者の一般就労実績に対する助成事業）	地域生活支援担当	2
追 2	経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業	施設福祉担当	3
追 3	ケアホームの重度障害者支援体制強化事業	施設福祉担当	4
追 4	相談支援充実・強化事業	地域生活支援担当	5
追 5	視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業	在宅福祉担当	6

※ 各ページのスケジュールは現段階での予定であり、変更する可能性があります。

緊急措置追加メニュー実施方針

整理番号	追1①
事業名	施設外就労等に対する助成事業（施設外就労推進事業）
実施主体	県
助成対象	就労継続支援を行う指定障害福祉サービス事業者
助成内容	就労継続支援事業（A型、B型）において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成する。
補助単価	1ユニットあたり4,500円/日
実施スケジュール	実施要領決定：H20.4 交付申請：H20.5（以後、随時募集） 交付決定：H20.6（以後、随時） 実績報告：H21.4 補助金交付：H21.5 その他：
留意事項	(1) 施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。 (2) 他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。 (3) 障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。 (4) 実施要領により、計算シート（事業実施計画様式）を定める予定。
事業担当	障害福祉課地域生活支援担当

緊急措置追加メニュー実施方針

整理番号	追1②
事業名	施設外就労等に対する助成事業（施設外就労利用者の一般就労実績に対する助成事業）
実施主体	県
助成対象	就労移行支援又は就労継続支援を行う指定障害福祉サービス事業者
助成内容	就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）において施設外就労・施設外支援によって一般就労に結びついた場合に助成する。（施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。）
補助単価	就労した利用者1人あたり100,000円（1回限り）
実施スケジュール	実施要領決定：H20.4 交付申請：H20.5（以後、随時募集） 交付決定：H20.6（以後、随時） 実績報告：H21.4 補助金交付：H21.5 その他：
留意事項	(1) 障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。 (2) 実施要領により、計算シート（事業実施計画様式）を定める予定。
事業担当	障害福祉課地域生活支援担当

緊急措置追加メニュー実施方針

整理番号	追2				
事業名	経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業				
実施主体	市町村				
助成対象	報酬告示上「児童デイサービス費（Ⅱ）」に該当する児童デイサービスを行う指定障害福祉サービス事業者				
助成内容	平成18年9月30日以前より児童デイサービスを実施している事業所であって、地域の事情等により就学前児童の受入が少ないものの、定められた職員配置を超えて職員を加配し、その職員が児童毎に個別支援計画に準じた支援プログラムを作成する等、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。				
補助単価	1事業所あたり（年額） <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>就学前児童5割以上1,900千円以内</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>就学前児童5割未満1,500千円以内</td> </tr> </table>	}	就学前児童5割以上1,900千円以内	}	就学前児童5割未満1,500千円以内
}	就学前児童5割以上1,900千円以内				
}	就学前児童5割未満1,500千円以内				
実施スケジュール	市町村に対するモデル実施要領提示：H20.4 交付申請：H20.5 交付決定：H20.6 実績報告：H21.4 補助金交付：H21.5 その他：交付申請等の諸手続は、他の市町村補助事業に合わせる				
留意事項	(1) 当該事業所周辺に就学前児童が少ないため、就学前児童7割の要件を満たすことができないこと。 (2) 15:2の職員配置に加え、1以上の職員を配置していること。 (3) 児童デイサービス事業で義務づけている個別支援計画（児童デイサービス計画）に準じたプログラムを作成すること。 (4) モデル実施要領に併せて、計算シート（事業実施計画様式）を提示する予定。				
事業担当	障害福祉課施設福祉担当				

緊急措置追加メニュー実施方針

整理番号	追3
事業名	ケアホームの重度障害者支援体制強化事業
実施主体	市町村
助成対象	市町村が重度障害者を受け入れている共同生活介護を行う指定障害福祉サービス事業者に助成
助成内容	重度の障害者（障害程度区分4、同5、同6）に対し、適切な支援を行うために要する費用を助成する。
補助単価	区分6 1人あたり 1,000円/日 区分5 1人あたり 820円/日 区分4 1人あたり 650円/日
実施スケジュール	市町村に対するモデル実施要領提示：H20.4 交付申請：H20.5 交付決定：H20.6 実績報告：H21.4 補助金交付：H21.5 その他：交付申請等の諸手続は、他の市町村補助事業に合わせる
留意事項	(1) 利用者負担は徴収不可とする。 (2) モデル実施要領に併せて、計算シート（事業実施計画様式）を提示する予定。
事業担当	障害福祉課施設福祉担当

緊急措置追加メニュー実施方針

整理番号	追4
事業名	相談支援充実・強化事業
実施主体	市町村
助成対象	市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等への委託可）
助成内容	<p>市町村は障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。</p> <p>① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施</p> <p>② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施</p> <p>③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業</p> <p>①、②、③の各事業に係る、報酬、賃金、報償費（諸謝金）、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、の費用を助成対象とする。</p>
補助単価	1市町村あたり1,700千円以内
実施スケジュール	<p>実施要領提示：H20.4</p> <p>交付申請：H20.5</p> <p>交付決定：H20.6</p> <p>実績報告：H21.4</p> <p>補助金交付：H21.5</p> <p>その他：交付申請等の諸手続は、他の市町村補助事業に合わせる</p>
留意事項	<p>(1) 既存の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業を活用する等により、障害者にもわかりやすいパンフレットを作成する等して、制度の一層の定着を図ること。</p> <p>(2) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないように、きめ細やかな相談支援を実施すること。</p> <p>(3) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。</p>
事業担当	障害福祉課地域生活支援担当

緊急措置追加メニュー実施方針

整理番号	追5
事業名	視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業
実施主体	県
助成対象	
事業内容	各都道府県において、視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）を養成・確保するため、中央において行われる指導者養成研修に参加するための旅費等を負担する。
補助単価	実費
実施スケジュール	県実施要領提示：H20. 4 研修受講申込：H20. 5 受講者決定：H20. 5 研修回数：4回 その他：研修受講者は、県が実施する視覚障害者移動支援事業従事者研修会の講師を務める。
留意事項	視覚障害者移動支援事業従事者研修会については、別途お知らせします。
事業担当	障害福祉課在宅福祉担当

障害者自立支援対策臨時特例交付金による 特別対策事業のメニューの追加及び改定に ついて（障害者自立支援法の抜本的な見直 しに向けた緊急措置）

目 次

（追加メニュー事業）

① 施設外就労等に対する助成事業	1
② 小規模作業所移行促進事業	3
③ 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業	4
④ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業	7
⑤ 相談支援充実・強化事業	8
⑥ 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業	10
⑦ 事業者コスト対策	11
⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業	12

（改訂メニュー事業）

⑨ 障害者自立支援基盤整備事業	13
⑩ 精神障害者退院促進等強化事業	15
⑪ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	17

① 施設外就労等に対する助成事業

1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行の推進や、工賃（賃金）水準の向上を目指すこととしたところである。これらの事業を効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく「施設外就労（支援）」が有効である。

このため、今般の「緊急措置」により、施設外就労（支援）を推進することを目的として、次の事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 施設外就労推進事業

工賃倍増の推進の一環として、施設外就労を行う事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げに資する取組の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労継続支援事業(A型、B型)において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成。(就労移行支援事業は除く)

※ ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)」による。

ウ 補助単価 1ユニットあたり 4500円/日
(例:22日稼働した場合:約10万円/月 4500円×22日=99,000円)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成20年度

1

(2) 施設外就労・施設外支援によって一般就労した実績に応じ助成。

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)においては、職場実習や求職活動、在宅就労など事業所以外の場所での活動を行うことにより一般就労への移行に効果があることから施設外就労や施設外支援を実施しているところ。

これら支援を通じ一般就労へのインセンティブをより促進する観点から、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労に結びついた場合に助成を行う。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において施設外就労・施設外支援によって一般就労に結びついた場合に助成。(施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。)

ウ 補助単価
就労した利用者1人あたり10万円(1回限り)を助成

エ 補助割合
定額(10/10)

オ 実施年度
平成20年度

2 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。
- (2) 他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。
- (3) 障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

② 小規模作業所移行促進事業

1 事業の目的

利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村及び社会福祉法人等に委託可）

(2) 事業の内容

① 複数の小規模作業所同士が統合するまでの間に必要となる小規模作業所間の調整・連携を図るための職員（非常勤職員）の雇上費の助成を行う。

② 統合に向けて近隣の小規模作業所が一堂に会して、小規模作業所同士の情報交換、意見交換等を行い交流を深める会を設けるとともに、他の先進地を視察し、統合に向けたノウハウを得るために必要な経費等に対して助成を行う。

(3) 補助単価 1都道府県あたり 10,000千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度

5 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援係

3

③ 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業

1 事業の目的

就学前児童の受入が少ない児童デイサービス事業所（報酬告示上、児童デイサービス費（Ⅱ）に該当する事業所）において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

平成18年9月30日以前より児童デイサービスを実施している事業所であって、地域の事情等により就学前児童の受入が少ないものの、定められた職員配置を超えて職員を加配し、その職員が児童毎に個別支援計画に準じた支援プログラムを作成する等、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。なお、具体的な対象条件は以下のとおりである。

- ・当該事業所周辺に就学前児童が少ないため、就学前児童7割の要件を満たすことができないこと。
- ・15：2の職員配置に加え、1以上の職員を配置していること。
- ・本事業の対象は、平成18年9月30日において、現に存する指定児童デイサービス事業所であること。
- ・報酬告示に定める児童デイサービス費（Ⅱ）を算定している事業所であること。
- ・児童デイサービス事業で義務づけている個別支援計画（児童デイサービス計画）に準じたプログラムを作成すること。

なお、助成の対象となる児童デイサービス事業所は、児童の個別支援を行うに当たって関係機関（児童相談所等）と連携を図ることが重要である。

(3) 補助単価 1事業所あたり 就学前児童5割以上 1,900千円以内（年額）
就学前児童5割未満 1,500千円以内（年額）

4

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

5 その他

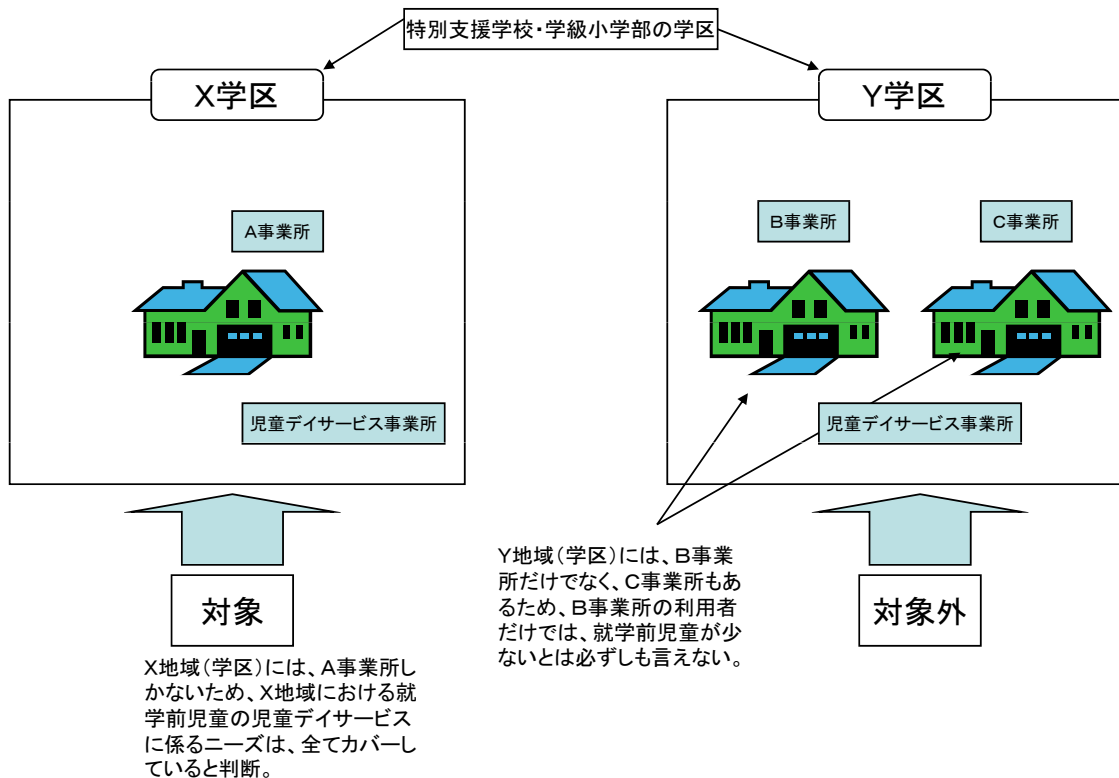
小学校就学前の利用者の割合は、平成20年度の児童デイサービス(Ⅰ)(Ⅱ)の判断基準となる平成19年10月の利用実績で判断すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課障害児支援係

5

児童デイサービス事業所周辺に就学前児童が少ないことへの考え方
(地域に児童デイサービス事業所が一か所しかなく、就学前児童が7割未満となる例)

参考



6

④ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業

1 事業の目的

重度障害者を受け入れている指定共同生活介護事業所については、食事介助や入浴介助時等に複数の生活支援員の加配を行う等、適切な支援を行うためには支援体制を強化することが必要となる。与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、重度障害者への対応に係る支援措置について提言を受けていることから、重度障害者の支援体制を強化するための支援措置を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

重度の障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に要する費用を助成する。

(3) 補助単価

区分6	1人あたり	1,000円/日	(1ヶ月)	約30,000円)
区分5	1人あたり	820円/日	(1ヶ月)	約25,000円)
区分4	1人あたり	650円/日	(1ヶ月)	約20,000円)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。
利用者負担については、徴収不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課相談支援係

7

⑤ 相談支援充実・強化事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」として、①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への移行等のための緊急的な経過措置を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられる。

以上のことから、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、相談支援事業に対する支援措置について提言を受けていることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村(指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可)

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

8

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 既存の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業を活用する等により、障害者にもわかりやすいパンフレットを作成する等して、制度の一層の定着を図ること。
- (2) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課相談支援係

9

⑥ 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業

1 事業の目的

地域移行による地域での生活を現実なものとしていくため、施設が地域の拠点機能として、地域住民の理解や支援力を高めるための取り組みを行うことにより、地域の受け入れ体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（日中活動系の障害福祉サービス事業所及び旧法入所施設へ委託可）

(2) 事業の内容

以下の内容の事業を実施するために必要となる初期的な経費について助成する。

① 人づくり・まちづくり事業

- ・ 住民参加によるサポーター等の育成を図るなど、地域の支援力を高め、インフォーマルサービスを醸成するための研修等の実施。
- ・ 新たに地域生活を開始する障害者等に対し、町内会等の小地域の住民組織単位による取り組みとして日常的な見守りを行うなどの活動を育成・支援。

② 地域住民を対象とした普及啓発事業

障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、障害福祉サービス事業者等が行う、①の方向に向け小地域単位の住民を対象とした普及啓発（町内会等の住民組織、非営利組織等に対し、障害の特性、必要な配慮などについての理解を深めるための研修会開催やパンフレットを作成し、より深い啓発・指導等を実施）などの活動を育成・支援。

(3) 補助単価 1 障害福祉圏域あたり 1, 500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度

5 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援係

10

⑦ 事業者コスト対策

1 事業の目的

19年度における利用者負担等の更なる見直しに伴う請求等の事務処理コストの増加、著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、現行の基金事業において、追加的な事業者コスト対策として新たに助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 事務処理コスト対策

請求方式の改定に伴う事務処理コストの増加分について一定額を助成

② 諸物価高騰対策

諸物価高騰によるコストの増加分について一定額を助成（都道府県ごとに助成単価を設定）

<助成額対象事業者等>

公営施設、営利法人、旧法福祉工場、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法小規模通所授産施設、小規模作業所については、助成の対象とはしない。

(3) 補助単価 別途示す額

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 19年度（ただし、事務処理コスト対策について、20年7月見直しに伴う会計システムの改修も対象とするため、20年度実施分を助成対象としても差し支えない。）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

11

⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業

1 事業の目的

移動支援事業については、平成18年10月以降、従来の支援費制度における居宅介護（ホームヘルプ）から地域生活支援事業に位置づけられた。そのため、移動支援事業の実施形態等については市町村の裁量に基づき実施され、移動支援事業に従事する者の資格要件については市町村の任意に定めることとされている。

このため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたり、従業者の資質について一定の底上げを図り、従事者の資質の低下による事故を未然に防止する観点から、各自治体において実施する従業者の資質向上に資する研修体制などの体制整備を図ることにより、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取り組みを支援する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県・市町村

(2) 事業の内容

各都道府県において、視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）を養成・確保するため、中央において行われる指導者養成研修に参加するための旅費等について助成する。

(3) 補助単価 1都道府県あたり 1,000千円以内

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 20年度

5 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援係

12

⑨ 障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

※ただし、②（ケアホーム等のバリアフリー化等に必要な改修工事）については、平成20年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等補助金の補助対象とする予定であるため、平成20年度からは原則として本事業の対象外とする。

【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ② その他基盤整備対策に資する増築工事

13

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内

(ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係(施設整備担当)

⑩ 精神障害者退院促進等強化事業

1 事業の目的

いわゆる社会的入院者の退院促進を図ることは急務であり、従来より退院促進支援事業を実施してきたところであるが、こうした取り組みを各都道府県が全域的に展開していくためには、退院促進に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効果的な実施を図る。

また、身体障害者や知的障害者の地域生活移行も障害者自立支援法における重要な課題であり、これらの者の地域生活移行に関する研修を行い、地域における受入基盤の拡充を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 退院支援に関する専門家の養成研修

【対象者】都道府県職員等

【研修内容】長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、退院促進先進地区における実習 等

② 退院支援に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民等

【研修内容】精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

③ 身体障害者・知的障害者の地域生活移行に関する研修

対象者、研修内容とも上記①、②に準じて行うものとする。

(3) 補助単価 研修企画：1 都道府県あたり610千円以内

研修実施：1 障害福祉圏域あたり2,000千円以内

15

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

16

⑪ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって障害者自立支援法に基づく障害者自立支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

障害者自立支援法（児童福祉法等障害福祉関係各法の一部改正法を含む。）の施行に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

イ 広報啓発経費

ウ その他一時的な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 各都道府県毎に別に定める額（※）

（※）今般の緊急措置の実施による、利用者負担の更なる軽減等の新たな対策に伴い、利用者や関係事業者・団体への広報啓発や、自立支援給付支払システム等の改修等が新たに必要となる。このため、今後新たに見込まれる費用への支援として、現在定めている補助単価（各都道府県ごとに別に定める額）について20%の範囲内で増額を行うことができるものとする。

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 企画課 広報・自治体支援係

障害者自立支援給付支払等システムについて

平成20年3月14日

栃木県国民健康保険団体連合会

1. 統計情報について

支払等システムにおいて作成する統計情報は、現段階では（１）事業状況報告と（２）国庫負担基準単位内訳となっており、それぞれ、支給決定者数やサービス受給者数並びにサービス種類別の利用状況等の報告、及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等に基づく情報の報告を目的として作成します。

なお、（２）国庫負担基準単位内訳については現在国保中央会でプログラム開発中であり（平成20年5月リリース予定）、詳細が判明次第、別途提示します。

表1に統計情報の概要について示します。

表1 統計情報の概要

項	情報名	内容	備考
1	事業状況報告	<p>支給決定者数やサービス受給者数並びにサービス種類別の利用状況等の情報を集計する。</p> <p>作成する情報は以下の通り。</p> <p>様式1：所得階層区分別支給決定者数（月末現在）</p> <p>様式2：障害福祉サービス全体の障害程度区分認定者数（月末現在）</p> <p>様式3：障害福祉サービス種類別の利用状況</p> <p>様式4：重度障害者等包括支援の利用回数</p> <p>様式5：訪問系サービスの内訳</p> <p>様式6：日中活動系サービスの支給決定者数の内訳</p> <p>本情報は支払等システムにて保持している請求情報等及び受給者台帳情報に基づき、基本的に月に1度作成し、当該情報の作成処理を委託している市町村に送信する。</p>	
2	国庫負担基準単位内訳	<p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等に基づく情報を集計する。</p> <p>本情報は、支払等システムにて保持している請求情報等及び受給者台帳情報に基づき作成し、当該情報の作成処理を委託している市町村に送信する。</p>	

各都道府県・市町村の要望を踏まえて、新たな統計情報が追加になる予定です。

2. 運用スケジュール

表2に統計資料作成処理の運用スケジュール(案)を示します。

		平成20年2月	平成20年3月	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
国保 連合会	支払	○---○ 受付・点検 各種帳票 作成	○---○ 受付・点検 各種帳票 作成	○---○ 受付・点検 各種帳票 作成	○---○ 各種帳票 作成	○---○ 統計業務 その他業
	台帳	○---○ 台帳登録	○---○ 台帳登録	○---○ 台帳登録	○---○ 台帳登録	
市町村	統計	●---● 受付年月 10~1月 分処理	●---● 受付年月 2月分処理	●---● 受付年月 3月分処理	●---● 受付年月 4月分処理	
	市町村	●---●	●---●	●---●	●---●	●---●
都道府県		●---●	●---●	●---●	●---●	●---●
厚生労働省		●---●	●---●	●---●	●---●	●---●

注1: 市町村から都道府県に対する統計報告資料の提供は、月に1度行う場合を想定して記載している。

注2: 市町村及び都道府県の処理期間については想定であり、実際には各都道府県において調整するものと考える。

平成20年2月における処理サイクル

平成20年3月以降における処理サイクル

3. 送信する統計情報ファイルについて

国保連合会から各市町に送信する統計情報ファイルについては、CSV形式で出力します。ファイル名称については、「AAAAAA_0_YYYYMMDD_yyyymmXXXXXXstyle99.csv」となり、表3の規則に基づいて命名します。

表3 統計情報ファイルの命名規則

項番	箇所	内容
1	AAAAAA	送付先市町村番号
2	0	数字の0(ゼロ)で固定
3	YYYYMMDD	国保連合会で当該ファイルの作成日付
4	yyymm	国保連合会の受付年月
5	XXXXXX	市町村番号
6	style	styleで固定
7	99	数字2桁、様式番号を表す

また、項番7の99の部分に入る数字と対応する統計様式は、表4になります。

表4 数字と対応する様式

99の部分に入る数字	対応する様式
10	様式1
20	様式2
31～36	様式3-1～様式3-6
40	様式4
51～56	様式5-1～様式5-6
61～66	様式6-1～様式6-6

統計情報ファイルの例

【 092015_0_20080228_200710092015style55.csv 】

この場合は、送付先が宇都宮市、平成19年10月受付分で、様式5-5の統計情報となります。

4. 統計情報の集計方法について

栃木県障害福祉課から送付になりました「システム抽出分入力手順.pdf」を参照の上、報告用シートに集計してください。

5 . 平成 20 年度の業務日程について

平成 20 年度の業務日程については、別添平成 20 年度障害者自立支援業務処理日程表に基づいて運用いたします。

平成20年度 障害者自立支援業務処理日程表(市町村 連合会)

情報名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		
	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切	送信締切
受給者異動連絡票(市町村)	3日 (木)		7日 (水)		4日 (水)		3日 (木)		5日 (火)		3日 (水)		3日 (金)		6日 (木)		3日 (水)		7日 (水)		4日 (水)		4日 (水)		4日 (水)		3日 (金)
過誤申立書情報	3日 (木)		7日 (水)		4日 (水)		3日 (木)		5日 (火)		3日 (水)		3日 (金)		6日 (木)		3日 (水)		7日 (水)		4日 (水)		4日 (水)		4日 (水)		3日 (金)
市町村審査結果情報	24日 (木)		23日 (金)		24日 (火)		24日 (木)		25日 (月)		25日 (木)		24日 (金)		25日 (火)		24日 (水)		23日 (金)		24日 (火)		24日 (火)		25日 (水)		-

送信締切：伝送送信を完了してください。

平成20年度 障害者自立支援業務処理日程表(連合会 市町村)

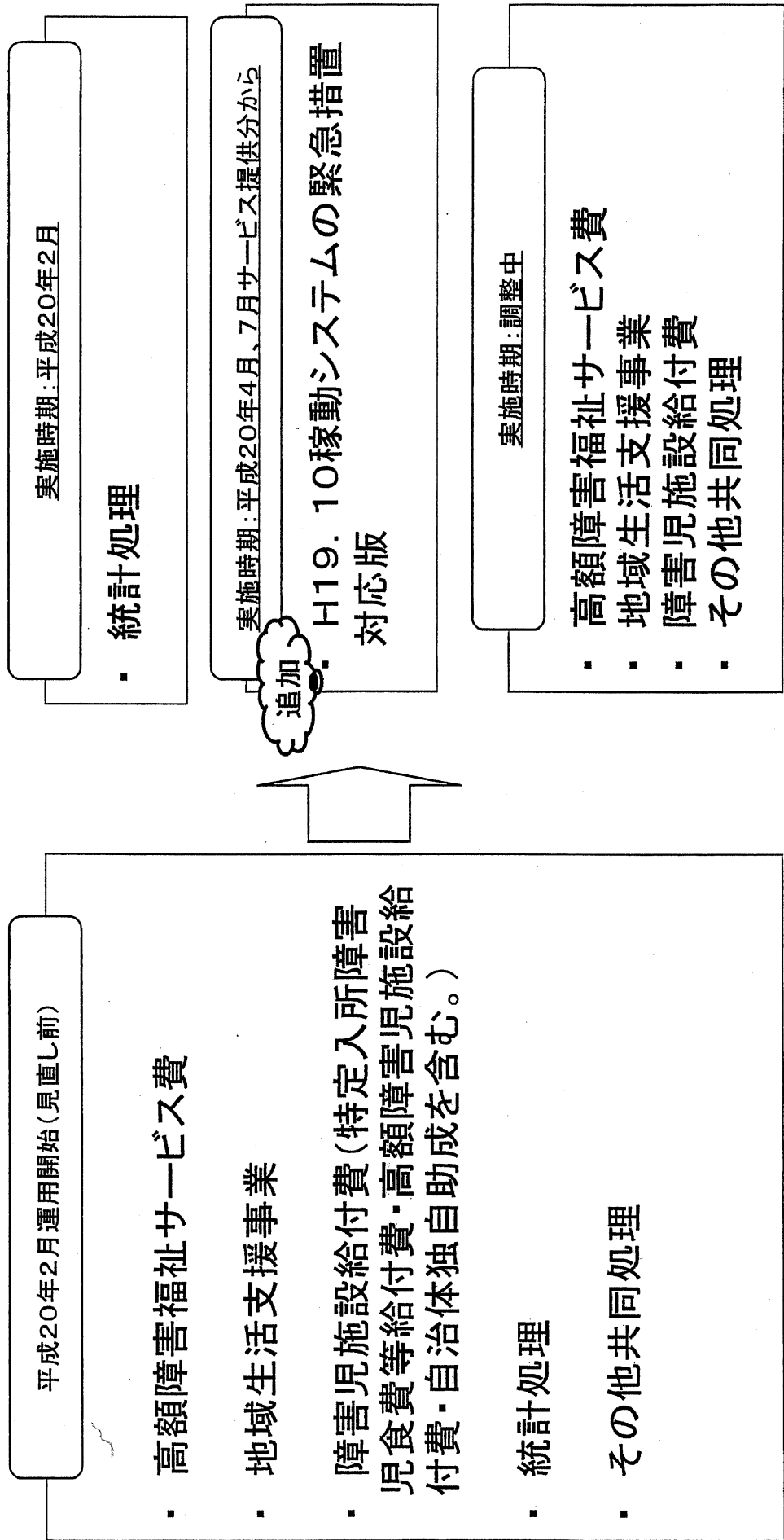
情報名	月													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
帳票類	介護給付費等払込請求書	1日 (火)	1日 (木)	5月 30日 (金)	1日 (火)	1日 (金)	1日 (月)	1日 (水)	10月 31日 (金)	1日 (月)	5日 (月)	1月 30日 (金)	2日 (月)	1日 (水)
	介護給付費等納期日	10日 (木)	9日 (金)	10日 (火)	10日 (木)	8日 (金)	10日 (水)	10日 (金)	10日 (月)	10日 (水)	13日 (火)	10日 (火)	11日 (水)	10日 (金)
市町村審査	市町村審査情報(伝送)	21日 (月)	20日 (火)	19日 (木)	22日 (火)	20日 (水)	19日 (金)	21日 (火)	19日 (水)	19日 (金)	20日 (火)	19日 (木)	19日 (木)	-
市町村請求	市町村請求情報等(伝送)	28日 (月)	27日 (火)	26日 (木)	28日 (月)	27日 (水)	29日 (月)	28日 (火)	27日 (木)	25日 (木)	27日 (火)	26日 (木)	27日 (金)	-

各情報については、上表の日程にて市町村に到着する予定で処理を行ないます。

6 障害者自立支援共同処理業務について

6 障害者自立支援給付支払等システム(障害児施設給付等)について

本年10月に引き続き平成20年2月に運用開始を予定していた以下の機能については、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置へのシステム対応を優先して実施するため、導入スケジュールを見直すこととする。



経過措置施設入所者に対する障害程度の認定の取り扱い

新体系移行に向けて、現施設入所者及び家族、当該施設関係者から、早い時期から当該本人の望む生活設計を可能にし、不安も解消できるよう障害程度区分の認定の実施について要望がなされている。



- 1 障害者自立支援法上、障害程度区分認定は、市町において行われることとされており、また、そのための必要な経費についても、市町において賄うこととされていることから、実施するか否かは市町の判断と考えている。
- 2 平成23年度の経過措置期間の終了までには原則として、すべての施設入所者に対して障害程度区分の認定を実施しなければならない。
 - (1) 認定の結果、施設入所サービスを継続できなくなる利用者については、当事者の意向や関係者との十分な調整を行う障害者マネジメントによる地域移行を行わなければならない。

1

- (2) 入所施設の新体系移行時期が集中する場合、認定申請も集中することとなり、市町の事務負担が過大になるおそれがある。

これらの理由から、県としては、早い段階から計画的に実施していくことが望ましいと考えている。

その場合には、入所施設から新体系への移行時期が明確に示され、認定の実施を入所者が希望していることが大前提である。

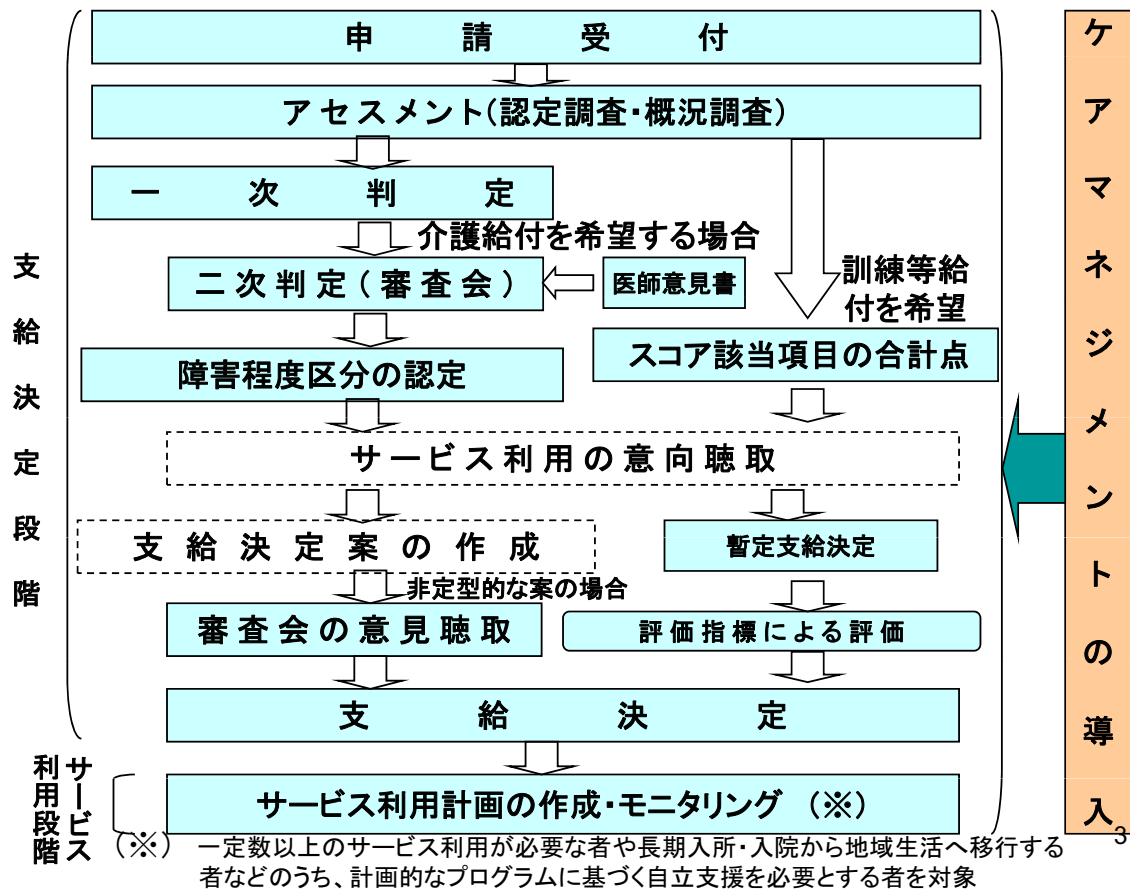
特に、障害程度区分が低い認定となった入所者に対する、認定後の施設及び相談支援事業者等によるケアマネジメントが、十分行われる必要がある。

【障害程度区分認定】

- ①対象者の範囲：生活介護の対象者は区分3以上（50歳未満）
ケアホーム対象者は区分2以上
- ②報酬水準：短期入所 区分1：490単位 ～ 区分6：890単位
- ③市町村に対する国庫負担基準：ホームヘルプサービス
区分1：2,290単位 ～ 区分6：18,680単位

2

支給決定・サービス利用のプロセス(全体像)



1 申請受付

- **支給申請**は、**障害者本人又は障害児の保護者**が行います。
なお、代理による申請も可能。
- 利用を希望する障害福祉サービスの種類により、その後の障害程度区分認定の手続が異なります。
 - ① **介護給付**の場合 → 介護給付に係る**障害程度区分認定**が必要
 - ② **訓練等給付**の場合 → 訓練等給付の**スコア判定**を行う。
 - ③ **障害児**の場合 → **従来どおりの支給決定方法**とする。
- ①については特に、**医師意見書**が必要となります。

支給決定及び障害程度区分の有効期間

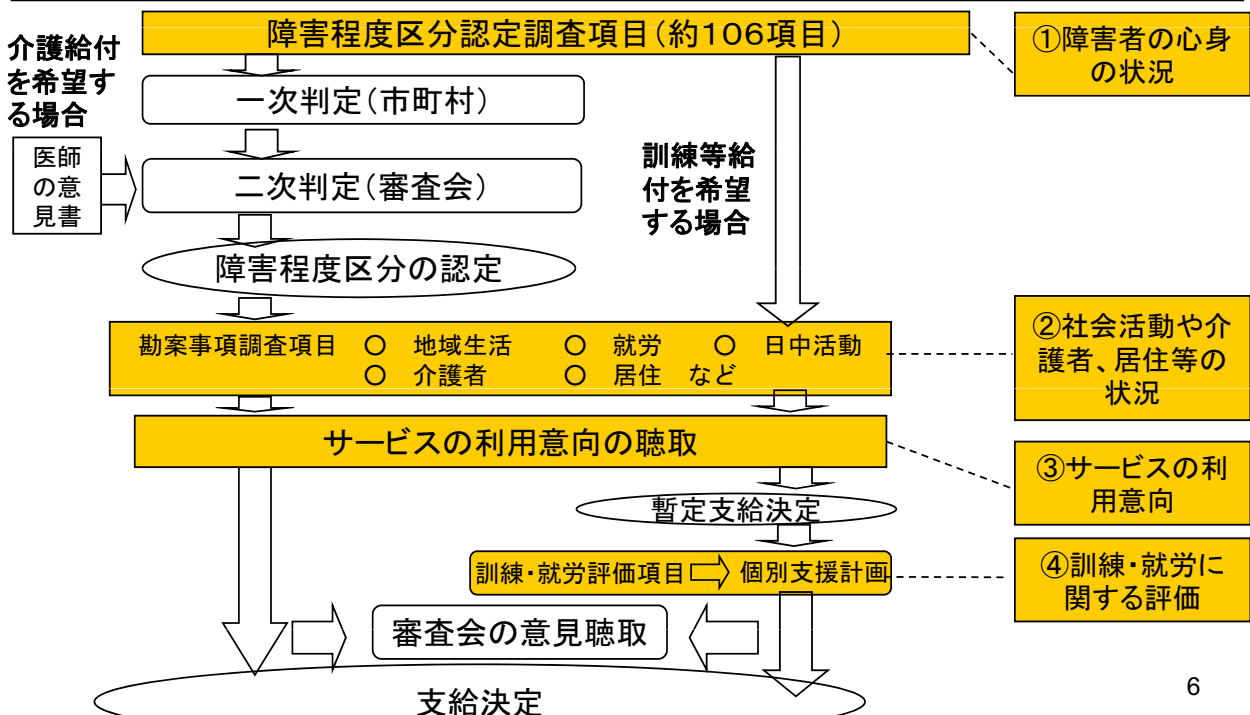
サービスの種類	支給決定の有効期間 (※1)		障害程度区分の有効期間		取扱いの考え方等			
	最短	最長	最短	最長				
介護給付	居宅介護	1か月	1年	3か月	3年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給決定の有効期間は、原則として障害程度区分の有効期間と同一期間とする。 ○ ただし、居宅介護等にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わらうため、支給決定の有効期間を最長1年間とする。 → 障害程度区分の有効期間の範囲内で更新をし、残存期間が支給決定を行おうとする有効期間よりも著しく短い場合(3か月以下を目安)は、障害程度区分を改めて認定できるものとする。 ○ 施設入所支援の支給決定の有効期間は、併せて支給決定する日中活動サービス(施設入所支援の利用要件となるサービス)の有効期間を超えることができない。 ○ 旧法施設支援の支給決定の有効期間は、入通所とも、現行どおり最長3年間とする。 		
	重度訪問介護							
	行動援護							
	重度障害者等包括支援							
	児童デイサービス							
	短期入所							
	療養介護	1か月	3年				(※2)	(※2)
	生活介護							
	施設入所支援							
	旧法施設支援							
共同生活介護	1か月	3年 <small>地域移行型ホーム</small>	3か月	3年				
共同生活援助		2年						
訓練等給付	就労継続支援	1か月	3年	(スコア) 有効期間 なし	(スコア) 有効期間 なし	○ 暫定支給決定を行う。		
	自立訓練	機能訓練	1か月			1年	【有期限設定あり】《詳細別紙》	
		生活訓練						
	就労移行支援							○ 暫定支給決定を行う。
				○ 当初は最長1年間(暫定期間を含む)の支給決定とし、継続して利用が必要な場合は標準利用期間の範囲内で1年毎に更新。標準利用期間を超えて更に利用が必要な場合は、市町村審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能(原則1回)。				

(※1) 表中の期間に、支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。
 (※2) 支援費制度の障害程度区分(ABC)を適用。

5

支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



6

生活介護・施設入所支援に係る報酬算定要件の見直し

- 生活介護及び施設入所支援については、①平均障害程度区分、②重度障害者の割合、③人員配置等に応じた報酬区分を設定していたところであるが、今般、新体系への移行促進の観点から、より柔軟な運用が可能となるよう、必要な人員が確保されていることを前提に、
- ① 平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
 - ② 平均障害程度区分に応じた報酬区分
- の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能なお取扱いとする。

【生活介護】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)		
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員81人以上100人以下	定員81人以上			平均区分5.5以上	平均区分5.0以上	平均区分4.0未満
生活介護サービス費(Ⅰ)	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上 <small>(以降40人又はその 半数を増すことに1人 を加えて得た数以上)</small>	平均区分5.5以上	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
生活介護サービス費(Ⅱ)	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位	2:1以上		平均区分5.3以上5.5未満		区分6の者が50%以上
生活介護サービス費(Ⅲ)	955単位	924単位	891単位	877単位	2.5:1以上		平均区分5.1以上5.3未満		区分6の者が40%以上
生活介護サービス費(Ⅳ)	846単位	817単位	789単位	776単位	3:1以上		平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
生活介護サービス費(Ⅴ)	770単位	736単位	718単位	704単位	3.5:1以上		平均区分4.7以上4.9未満		区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(Ⅵ)	696単位	667単位	645単位	633単位	4:1以上		平均区分4.4以上4.7未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費(Ⅶ)	650単位	618単位	601単位	588単位	4.5:1以上		平均区分4.1以上4.4未満		区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(Ⅷ)	606単位	578単位	564単位	551単位	5:1以上		平均区分3.8以上4.1未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費(Ⅸ)	577単位	546単位	533単位	522単位	5.5:1以上		平均区分3.5以上3.8未満		区分5・6の者が20%以上
生活介護サービス費(Ⅹ)	547単位	515単位	510単位	496単位	6:1以上		平均区分3.5未満		
生活介護サービス費(Ⅺ)	502単位	473単位	460単位	446単位	10:1以上				

いずれかを選択

平均障害程度区分が変動した場合の取扱い

- 生活介護においては、前年度利用者の平均障害程度区分等に応じ、適用される人員配置や報酬単価が決定する仕組みとしているが、入退所の状況によっては、報酬単価区分が低い区分となった場合に、収入額に大きな変動が見込まれるケースも想定されること。
- こうした大きな変動を回避するため、前年度実績によって低い報酬単価区分となる場合でも、人員配置要件を満たしている場合には、6ヶ月間の猶予期間を設ける。

【具体的な取り扱いのイメージ】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
			4月～9月	10月～3月
平均障害程度区分	5.3	5.0	4月～9月の平均 区分が5.3以上 であった場合	4月～9月の平均 区分が5.3未満 であった場合
報酬単価	32.7万円	32.7万円		

前年度の実績によって、翌年度の報酬単価が決定

本来、28.4万円となること、6ヶ月間猶予。

平均障害程度区分等の求め方

1. 原則の取扱い

○ 生活介護及び施設入所支援については、前年度の平均障害程度区分等に応じて、人員配置や報酬単価が決定する仕組みとしているが、当該前年度の平均障害程度区分等については、以下の算式により求めることとする。

(平均障害程度区分)

・ $(\text{区分2に該当する前年度の延べ利用者数} \times 2 + \text{区分3に該当する前年度の延べ利用者数} \times 3 + \text{区分4に該当する前年度の延べ利用者数} \times 4 + \text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数} \times 5 + \text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数} \times 6) / \text{総延べ利用者数}$

※ 算出結果については、小数点第2位を四捨五入することとする。

(区分5・6の者の割合)

- ・ 平均区分5.0以上の場合： $(\text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数}) / \text{総延べ利用者数}$
- ・ 平均区分5.0未満の場合： $(\text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数} + \text{区分6の前年度の延べ利用者数}) / \text{総延べ利用者数}$

※ 算出結果については、小数点第1位を四捨五入することとする。

(注) 上記「総延べ利用者数」については、経過措置による生活介護の利用者、自立訓練等の利用者を除く。 9

【具体的なイメージ】

利用者	障害程度区分(a)	月	火	水	木	金	延べ利用者数(b)	(a) × (b)
A	5	○		○	○	○	4人	20
B	4	○	○	○	○	○	5人	20
C	3		○	○	○	○	4人	12
D	6	○		○		○	3人	18
E	4	○	○	○	○	○	5人	20
合計		4人	3人	5人	4人	5人	21人	90



・ 平均障害程度区分： $90 \div 21人 = 4.28 \rightarrow 4.3$ (小数点第2位四捨五入)
 ・ 区分5・6の者の割合： $(\text{区分5} : 4人 + \text{区分6} : 3人) \div 21人 = 33.3\% \rightarrow 33\%$ (小数点第1位四捨五入)

2. 旧支援費施設が新体系へ移行する場合の取扱い

- 旧支援費施設が新体系へ移行する場合の平均障害程度区分等の算定については、新体系への移行を申請した日の前日から直近1ヶ月の平均障害程度区分等によって求めることとする。
- なお、申請段階における平均障害程度区分については、移行後3ヶ月間の実績により、**見直すことができることとする**(以降、毎年度4月1日を基準に見直し。)

3. 新規事業者が新体系へ参入する場合の取扱い

- 新体系へ新規参入する事業者の平均障害程度区分等の算定については、登録人員の障害程度区分などから推計した平均障害程度区分等を、移行後3ヶ月間、暫定的に適用する。
- なお、申請段階における平均障害程度区分については、移行後3ヶ月間の実績により、**見直しを行うものとする**(以降、毎年度4月1日を基準に見直し。)

11

サービスの名称	加算と減算の種類						
生活介護	<p>1 I～X型(1：平均障害程度区分に応じた報酬区分、2：平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分)と旧法対象者、基準該当の12段階の単位</p> <p>2 1×次の割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">利用者数が利用定員を超える場合</td> <td style="text-align: right;">70/100</td> </tr> <tr> <td>生活支援員等の員数欠如の場合</td> <td style="text-align: right;">70/100</td> </tr> <tr> <td>生活介護計画が作成されていない場合</td> <td style="text-align: right;">95/100</td> </tr> </table> <p>3 加算</p> <p>① 新事業移行時特別加算(当該事業所が指定を受けた日から30日を限度)</p> <p>② 初期加算(利用開始月から30日を限度) 新たに利用を開始したとき</p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 15人以上の視覚障害者等の利用者が有り、利用者数の超過又は従業者がいる場合</p> <p>④ 利用者負担上限額管理加算</p> <p>⑤ 食事提供体制加算 21年3月31日までの間の経過措置 低所得者のみ加算できます。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算(1：1時間未満、2：1時間以上) 家庭訪問したとき(月2回を限度(5日以上の利用無)) 12</p>	利用者数が利用定員を超える場合	70/100	生活支援員等の員数欠如の場合	70/100	生活介護計画が作成されていない場合	95/100
利用者数が利用定員を超える場合	70/100						
生活支援員等の員数欠如の場合	70/100						
生活介護計画が作成されていない場合	95/100						

施設入所 支援	1	I～X型(1：平均障害程度区分に応じた報酬区分、2：平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分)と旧法対象者の1段階の単位	
		サービス提供者配置基準	
		施設入所(I)～施設入所(III)：夜勤職員3人以上	
		施設入所(IV)～施設入所(VII)：夜勤職員2人以上	
		施設入所(VIII)～施設入所(X)：夜勤職員1人以上等	
	2	1×次の割合	
		利用者数の超過又は従業者不足の場合	70/100
		サービス計画未作成	95/100
	3	加算	
		① 入院・外泊時加算	
	② 新事業移行時特別加算(当該指定を受けた日から30日を限度)		
	③ 地域移行加算		
	④ 栄養管理体制加算		
	⑤ 重度重複障害者支援加算		
	⑥ 入院時特別支援加算		

13

自立訓練 (機能訓練)	1	サービス内容による単価	
		I 機能訓練	
		II 訪問による機能訓練(1：1時間未満、2：1時間以上)	
		III 基準該当機能訓練	
	2	1×次の割合	
		Iの機能訓練の場合	
		利用者数の超過又は従業者不足の場合	70/100
		サービス計画未作成	95/100
		平均利用期間が6ヶ月を超えた場合	95/100
		IIIの基準該当サービスの場合	
		サービス計画未作成	95/100
		平均利用期間が6ヶ月を超えた場合	95/100
	3	加算	
		① 新事業移行時特別加算	
		② 初期加算	
	③ 視覚聴覚言語障害者支援体制加算		
	④ 利用者負担上限額管理加算		
	⑤ 食事提供体制加算		
	21年3月31日までの経過措置、低所得の利用者のみ		

14

就労継続 (B)	1	利用者の内訳による区分	
		Ⅰ 障害基礎年金1級受給者が50%以上 (21年3月31日までは10%以上)	
		Ⅱ I以外の事業所	
		Ⅲ 社会事業授産	
	2	1×次の割合	
		利用者数の超過又は従業者不足の場合	70/100
		サービス計画未作成	95/100
	3	加算	
	①	新事業移行時特別加算	
	②	初期加算	
③	就労移行支援体制加算 一般就労に移行して6ヶ月以上就労している者が5%以上		
④	目標工賃達成加算 (I) 前前年度の平均工賃を上回った場合 最低賃金の3分の1を上回った場合 目標工賃を上回った場合		
⑤	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
⑥	利用者負担上限額管理加算		
⑦	食事提供体制加算 低所得の利用者のみ、経過措置		
⑧	訪問支援特別加算		

15

1 有効期間の開始日

障害程度区分の認定の有効期間の開始日は、原則として認定日とするが、支給決定の有効期間の開始日と合わせることも可能とする。

なお、障害程度区分を認定した結果、支給決定は却下となる場合においても、障害程度区分の認定自体は有効である。

2 有効期間の算定方法

月を単位とする有効期間が月の末日で満了するよう、以下のとおり有効期間を算定するものとする。

- (ア) 有効期間の開始日が月の初日の場合
当該月から起算して1か月単位で定める期間とする。
- (イ) 有効期間の開始日が月の途中の場合
有効期間の開始日が属する月の末日までの期間と1か月単位で定める期間を合算して得た期間とする。

3 認定通知

障害程度区分は、支給決定という行政処分の過程で認定するものであるが、障害者の心身の状況に基づく介護の必要度を表す指標として重要な意義を有しており、当該区分によって利用できるサービスが制約されるなど、障害者の介護給付費の支給を受ける権利に関する法的な効果を生じるものであることから、独立した行政処分と位置付けられる。

したがって、市町村は、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない(令第10条第3項)。

16

発達障害者の支援に向けた「サポートファイル」の概要

1 目的

発達障害者の望ましい発達に向けて、生涯一貫した効果的な相談や療育支援を図るため、発達障害者の障害特性や生育歴、相談・受診歴などを記録する「サポートファイル」を作成し、家族や医療機関、支援機関等が情報の共有を図るとともに、発達障害者一人ひとりのライフステージに応じた地域支援体制を構築する。

2 作成経緯

- ・平成17年度：栃木県自閉症協会、NPO法人おひさまクラブ、LD等発達障がい児者親の会「ゆずりは」（以下「発達障害者関係団体」という。）、発達障害者支援センターふぉーゆう及び障害福祉課によるワーキンググループを設置。「サポートファイル」の原案を作成。
- ・平成18年度：発達障害者関係団体の会員によるモデル利用、検証を実施。
- ・平成19年度：モデル利用の検証結果を踏まえ、「サポートファイル」作成。

3 サポートファイルの内容

- (1) プロフィール：①本人の紹介、②緊急連絡先、③余暇の過ごし方・遊び
④コミュニケーション、⑤パニック・こだわり、⑥生活状況、⑦持病・投薬等
- (2) 本人の歩み：①生育歴、②受診歴、③療育・相談歴、④教育歴、⑤職業訓練歴
⑥職歴、⑦福祉支援状況、⑧身長・体重の記録
- (3) 相談・成長記録
- (4) 関係機関・制度案内（資料編）
- (5) 本人に関する資料の保存

4 サポートファイルの利用方法

発達障害者の保護者等が、「サポートファイル」使用の手引き（別添）を参考に、記載・管理し、必要に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働などの関係機関に提示することで、情報を共有し、関係機関は適切な支援を提供する。

使用に当たっては、発達障害者支援センターふぉーゆう及び発達障害者関係団体等が助言支援する。

5 配付方法

発達障害者関係団体及び関係機関で希望を募り、配付する。

そのほか、県及び発達障害者関係団体等のホームページに掲載し、利用希望者はダウンロードして使用する。

後期高齢者医療制度の創設に伴う重度心身障害者医療費助成制度の運用について

H20.3.14 栃木県保健福祉部障害福祉課

1 栃木県重度心身障害者医療費補助制度（重心医療制度）の概要について

- ・実施主体は市町。重度心身障害者に対して、年齢にかかわらず、医療保険各法及び老人保健法による保険給付に係る一部負担金相当額（1割～3割）を償還払いにより助成（ただし、500円は本人負担）。
- ・負担割合は、県と市町でそれぞれ1/2。
- ・65～74歳の対象者にあつては、老人保健制度（任意加入）への加入が条件。

○平成18年度助成対象者数

32,153人

うち65～74歳 約8,600人

うち被用者保険被扶養者 約1,900人

2 後期高齢者医療制度創設に伴う改正について

平成20年4月、「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」への移行に伴い、これまで、老人保健制度への加入を条件としていた65～74歳の対象者の扱いを次のとおりとする。

【現 行】 65歳以上は「老人保健制度」への加入が条件。



【改正後】 65歳以上は「後期高齢者医療制度」への加入が条件。

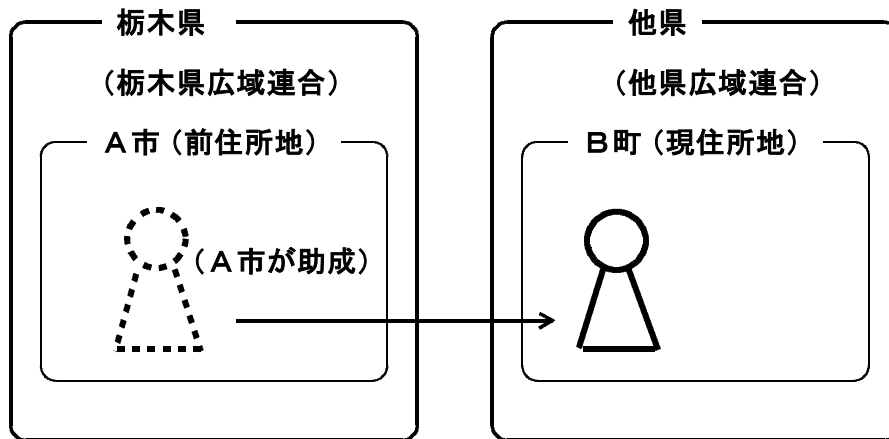
【参考】「老人保健制度」と「後期高齢者医療制度」の制度比較

	老人保健制度	後期高齢者医療制度
65～74歳の重度心身障害者の扱い	<u>加入は任意。</u>	<u>加入は任意。</u>
医療費自己負担割合	1割	1割
保険料負担	国保、被用者保険に加入のまま、その保険料を支払う。	国保、被用者保険を脱退し、当制度の保険料を支払う。
(被用者保険の被扶養者) 約1,900人	保険料負担なし。	H20年度 1,800円/年 H21年度 18,900円/年 H22年度以降 37,800円/年

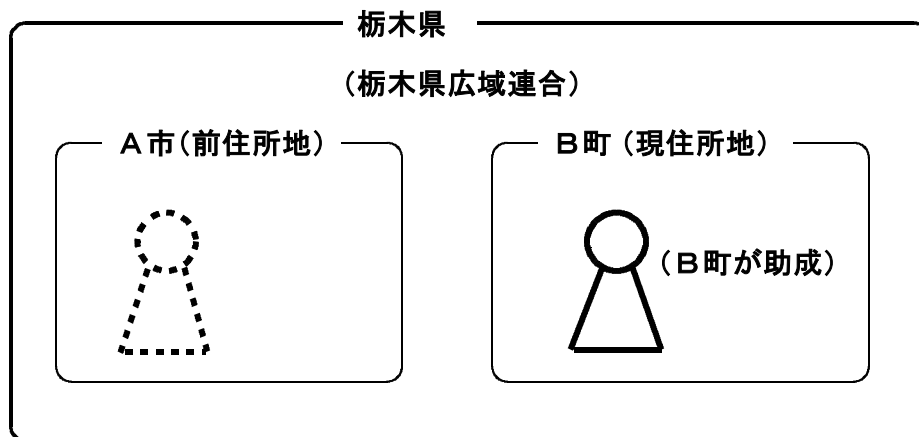
※低所得世帯では所得に応じて軽減あり。
※収入、世帯状況により額は変わる。

3 後期高齢者医療被保険者の住所地特例の扱いについて

- 1 広域連合をまたぐ住所の移動があった場合（栃木県→他県、他県→栃木県）は、前住所地の市町村が重心医療費を助成する。



- 2 栃木県内の市町間をまたぐ住所の移動があった場合は、現住所地の市町が重心医療費を助成する。（住所地特例の適用はない。）

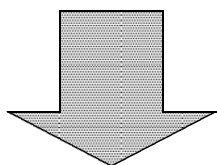
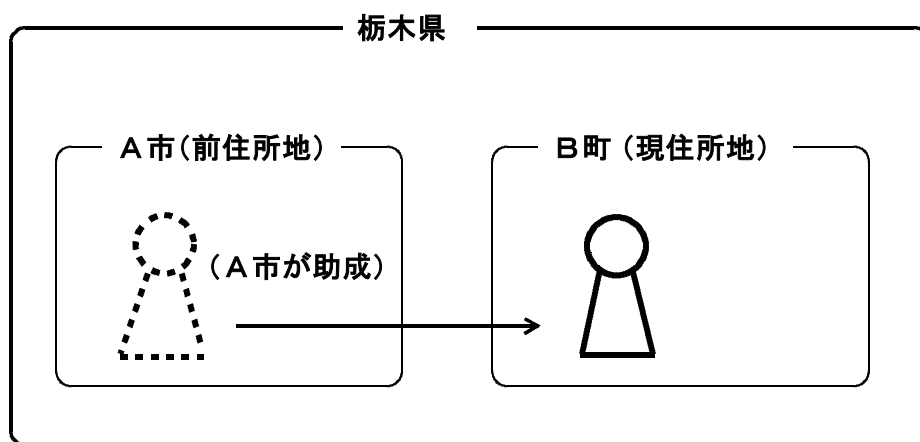


3 平成20年4月1日以前に重心医療の助成を受けていた者の取扱い

① 前住所地、現住所地がどちらも栃木県内の市町の場合

◎重心医療の助成対象者が老人保健の医療受給者で、かつ、住所地特例の適用あり

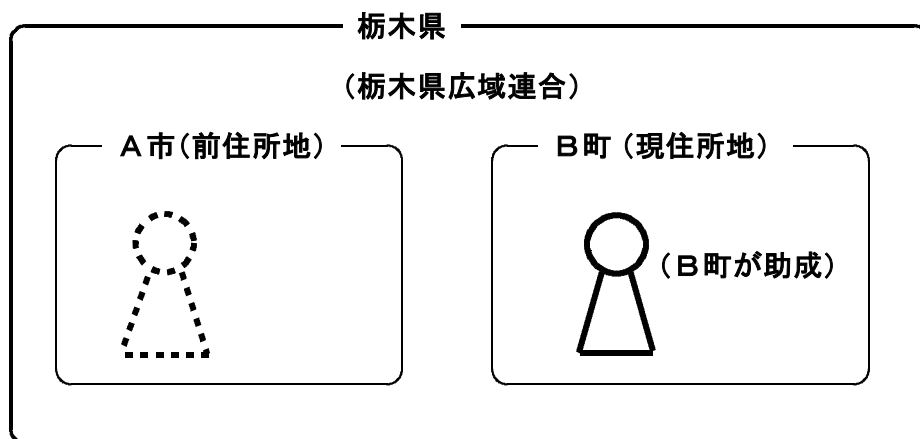
【～H20年3月31日】



※ 重心医療助成対象者は、B町へ新たに受給資格申請をする必要がある。

◎重心医療の助成対象者が栃木県後期高齢者医療広域連合の被保険者

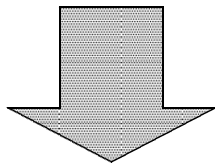
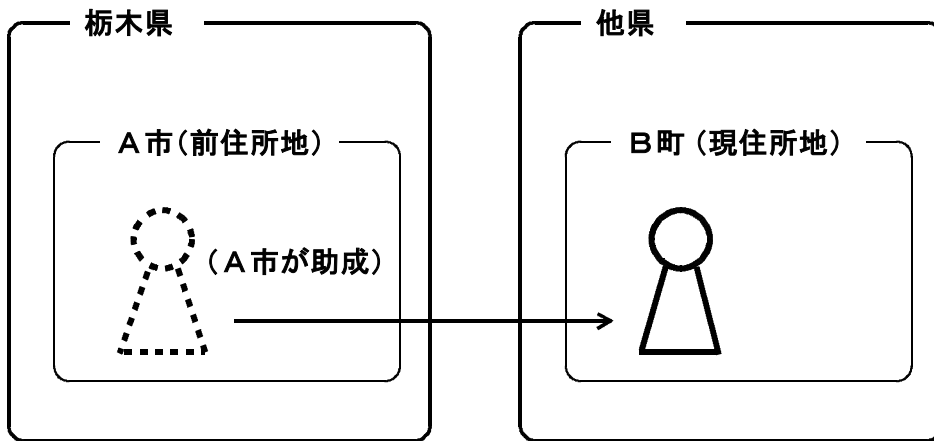
【H20年4月1日～】



② 前住所地、現住所地のどちらか一方が栃木県内の市町の場合

◎ 重心医療の助成対象者が老人保健の医療受給者で、かつ、住所特例の適用あり

【～H20年3月31日】



※ 住所地特例は継続される。

◎ 重心医療の助成対象者が栃木県後期高齢者医療広域連合の被保険者

【H20年4月1日～】

